
出席議員(18名)

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	8番	高橋たい子	君
9番	安部俊三	君	10番	佐々木守	君
11番	広沢真	君	12番	有賀光子	君
13番	水戸義裕	君	14番	舟山彰	君
15番	白内恵美子	君	16番	我妻弘国	君
17番	星吉郎	君	18番	加藤克明	君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	平間春雄	君
会計管理者	松崎守	君
総務課長	水戸敏見	君
まちづくり政策課長	平間忠一	君
財政課長	武山昭彦	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	佐藤富男	君
健康推進課長	宮城利郎	君
福祉課長	駒板公一	君
子ども家庭課長	永井裕	君
農政課長併 農業委員会事務局長	大場勝郎	君

商工観光課長	小池洋一君
都市建設課長	加藤秀典君
上下水道課長	平間広道君
槻木事務所長	馬場敏雄君
危機管理監	小玉敏君
地域再生対策監	小笠原幸一君
公共工事検査監	鎌田和夫君
税収納対策監	伊藤良昭君
災害復興対策監	畑山義彦君
教育委員会部局	
教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	笠松洋二君
生涯学習課長	相原健一君
その他の部局	
代表監査委員	中山政喜君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	長谷川 敏
主 幹	中 村 洋 恵

議 事 日 程 (第2号)

平成25年12月10日(火曜日) 午前9時30分 開 議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

- (1) 佐々木 裕子 議員
- (2) 白 内 恵美子 議員
- (3) 佐々木 守 議員
- (4) 桜 場 政 行 議員
- (5) 安 部 俊 三 議員
- (6) 水 戸 義 裕 議員

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において13番水戸義裕君、14番舟山彰君を指名いたします。

最初に、昨日の斎藤義勝君のJアラートに関する一般質問の中で、まだ未回答という部分がありますので、答弁があります。

危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） きのう、お答えしませんでした、大変失礼いたしました。

「Jアラートの全国一斉訓練は何回ですか」につきましては、昨年9月12日とことしの9月11日の2回でございます。

日程第2 一般質問

○議長（加藤克明君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

7番佐々木裕子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔7番 佐々木裕子君 登壇〕

○7番（佐々木裕子君） おはようございます。7番佐々木裕子です。風邪のためお聞き苦しい点がございましたらご了承ください。大綱1問質問させていただきます。

未成年者の自転車事故防止対策等について。

ことしは全国で自転車による事故が多発し、その中には新聞・テレビ等で報道されるほど大

きな事故となったものもあります。

最近も続いて大きな事故が発生しています。その一つは、大分県佐伯市の高校生による衝突事故で、歩行していた77歳の高齢者は意識不明となっております。また、静岡県牧之原市では、下校中の中学生が歩行中の88歳の高齢者と正面衝突する事故が起きています。現場は、路側帯が狭く、歩道がない上、暗くなると街灯も少ないところで、スピードが出ていたことも重なり、大きな事故になったと報道されました。高校生・中学生ともにライトは点灯していたと話しております。

損害賠償の大きな事例としては、神戸市北区で起きました未成年者の自転車事故をめぐって、今年7月に神戸地裁で自転車に乗っていた男の子（当時5歳）の親に対し、9,500万円と高額賠償の支払いを命じる判決が出ております。

柴田町の通学路においても、接触事故やあわやという危険な事態が何度もあったことを聞いておりますが、通学路の見直し等の対策が必要と思われまます。

免許も要らず気軽に乗れる一方で、歩行者にとっては凶器になりかねない自転車ですが、深刻な事態を招かないため、未成年者の自転車事故を未然に防ぐための対策、また自転車が凶器になり得ること、事故を起こしたときの代償は大きいことなど、子供たちや保護者等の方々はどうだけ認識しているのか、確認することも必要であると考えます。

子供たちを守る上で、町として、また教育委員会として今後どのような指導・対策をお考えか、ご答弁願います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） 未成年者の自転車事故防止対策等についてお答えをいたします。

ご質問の自転車事故防止対策等につきましては、本年9月会議における平間奈緒美議員の一般質問、大綱1点目、「安全で快適な交通ルール環境整備を」の答弁内容と重複することになりますが、各学校において児童生徒を対象に実施している対策等といたしましては、大河原警察署、交通指導隊やスクールガードリーダーの協力をいただき、交通安全教室を開催して学年に応じた道路の歩き方や横断の仕方、自転車の乗り方等について交通安全の啓発とともに指導を実施しております。また、通学路に関しましては、その状況を把握してそれぞれの道路管理者並びに担当部署や警察署など関係機関との協議や要望を行うとともに、通学路の安全確保に努めているところでございます。

次に、自転車事故で加害者になった場合の保護者などの認識の確認につきましては、調査し

てございませんので、保護者の皆様がどのように捉えられているかについてのデータはございません。一方、子供が加害者となった事故の場合については、民法上、12歳ぐらいまでは責任無能力とされ、未就学児と小学生の行為は親の責任になる確率が非常に高いと言われる中、子供が加害者になった事故の賠償責任が親に求められるケースがあることから、責任の認識と保険制度の周知について、町、学校、警察、自転車販売業者や保険業者と連携して努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 佐々木裕子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） それでは、確認の意味も含めてお伺いいたします。

宮城県で、県内では未成年者の自転車事故は昨年比べて件数は減っているものの、死亡者や重傷者がふえていることがわかっております。その中で、柴田町においては未成年者の事故は何件ぐらい起こっているのか、ご説明ください。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 県内の情報と、それから町の情報の中では、まず私のほうからは、前回の9月の議会ของときには7月末現在で1件というふうなお話を、答弁を申し上げましたが、その以降、8月から今までの間では、学校関係で把握しているところは、8月に中学2年生の女子、11月に中学3年生の女子が交差点での車両との接触ということで、打撲程度なんです。そういう事故が2件あったということの報告を受けていますので、報告申し上げます。

町全体につきましては、まちづくり政策課長のほうからでお願いいたします。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答えします。

12月5日現在というようなところで、宮城県大河原警察管内柴田町というようなところで確認をさせていただきました。未成年ということではないんですが、大河原管内については、自転車事故については22件が発生しまして、約8割方というか、柴田町がそのうち17件の自転車事故を発生させているというような現況です。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） それでは、その中で、登校中または通学路で起こった事故というのは何件あるのか、おわかりになりますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 学校の部活のために登校中というのは、8月以降に起きた1件が登校中のございまして、また11月には、同じくこれまた通学中ですか、途中で起きていますというふうに把握しているところです。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） それでは、そのときに、それは賠償責任というものはそんなに、打撲ぐらいですから、そんなに大事になってはいないと思いますけれども、もう一度詳しくご説明願います。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） ただいま申し上げました2件につきましては、車両との接触ですので、子供のほうに加害ということではございせんでしたので、そういうことは発生していませんというふうに聞いております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） それでは、自転車通学の許可を出す際の規定というものはどのようになっているのか、お願いいたします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 申し上げます。

各学校で許可の範囲の基準ということを決めているということでありまして、例えば船岡小学校では、通学距離が2キロ以上で4年生以上と。基本的には、神次郎地区のほうから通学されているお子さんに対して許可をしているという内容でございます。やはり柴田小学校におきましても、通学距離が2キロ以上というようなことで基準を設けていると。中学校につきましては、同じく通学距離が2キロ以上ということで基準を設けて許可をしているという状況でございます。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） では、現在、許可が出ている人数は何名ぐらいになっておりますか。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 船岡小学校で4人、槻木小学校では25人、柴田小学校で37人、船岡中学校で109人、槻木中学校で87人、船迫中学校で25人というふうになってございます。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） 結構、人数は随分多いなと今感じました。許可の申請は、1年更新のような感じでなると思うんですけども、許可を出す際には、その更新のときに、更新する

方、また新しく許可を出す方、そういう場合の自転車の整備点検確認はどのようにされているのか、お答え願います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） やはり通学に使う自転車の整備につきましては、学校のほうでも指導していることと思うんですけども、今の許可の期間につきましては、やはり通学距離で基準をしていますので、済みません、1年ごとではないと思っておりますが、それはちょっと、済みません、私まだ確認できておりませんでした。

以上です。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） じゃあ、点検のほうはちょっと確認できていないということなので、もしそれがわかりましたら、後で教えていただければと思います。

それでは、自転車保険の加入、先ほど教育長のほうからも、そういうことも含めて指導しているということですが、今許可が出ているこの人数の方は全員保険に加入なさっているのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 通学の許可を出すのに、保険は任意でございますので、それは条件というふうにはしていません。これは自転車販売店さんにお伺いしたんですけども、やはり今このように自転車で高額の請求といたしますか、そういう対象になり得るときに、通学用に購入されている自転車の保護者の方は加入率が高いですという確認はさせていただいています。そういう意味では、やはりこのような事故が発生するという中では、保護者の皆さんにもこれからもそういう周知はしていきたいなというふうに考えます。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） それでは、今回、道路法が改正になりまして、交通指導員の方も通学路や生活路において自転車走行中の指導を行っているところでございますが、教育現場では法の改正について周知はなされたのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） まちづくり政策課のほうから、全体的な周知という形の観点でお答え申し上げたいと思います。

今回、12月1日から施行になりました道交法の一部改正については、実は今後3年間の中で段階的に強化していくというか、道交法を改正するというような内容で、今回、まず12月1日

に道交法の改正になったのが、自転車運転者に対する強化罰則というようなところになります。

これの周知については、実は正月明けというか、新学期明けに小中学校、そして高校、大学等の各家庭に、まず道交法の改正の内容、自転車の通行の内容が変わりましたので、その周知、それと自賠責というか、保険関係の加入まで含めたところのチラシを配布しようというようなことで準備をしております。

それから、1月1日の広報お知らせ版を使いまして、今回、自転車の右側の路側帯通行禁止となりましたので、それは広報のお知らせ版に出すと。そして、2月の広報紙には全体的な交通安全の啓発というような形で、各月計画的にやって、なおかつ小中高、そして大学生については、個人宛てにそういうような周知文、通知文、チラシを入れたいということで重層的に考えております。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） はい、わかりました。

路側帯の走行では、今回、左側だけに限るということに決まりましたものですから、その周知、やはり子供たちには早く周知して、また路側帯と歩道の区別というものが子供自体はわかっているのかどうか、その辺教育現場ではどのようになっているのか、お答え願います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） やはり法の改正に基づいて、今後開催する交通安全教室、例年開催しておるんですが、そういう中では特にそういう改正点を主に子供たちに指導していくことが必要だなというふうに思っています。ですから、そういう形で取り組んでまいりたいと思います。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） なぜそこまで話しますかといいますと、違反者には5万円以下の罰金または3カ月以下の懲役という重い刑罰が科されることになったことで、やはり早目に周知いただければと思います。また、ブレーキのききの悪いものに対しても違反とみなされることから、学校でのブレーキのききぐあいの点検というものを一度していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） やはり法改正は当然子供たちも、小学生、中学生も対象になりますので、周知することは大事だと思うんですが、やはりこれは自転車を利用する皆さん、私

も含めまして、全てのみんなに対して周知徹底をしていかななくてはならないという考えもあることから、先ほどまちづくり政策課長が答弁申し上げましたように、町全体としてそういう周知をしていくという試みの中にあるのかなと。

それから、学校関係の自転車の整備につきましては、やはり保護者の皆さんに、今のよう
な、今議員にご質問をいただきましたような、そういう法改正も含めまして、罰則規定も含め
まして、周知するとともに、やはりそれは保護者の責任において子供たちの自転車の管理をい
ただくということで努めてまいりたいと思います。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） それでは、通学路については違反させないようにするため、また子供
たち自身を守るためにも、路側帯だけではなく、一時停止や止まれの標識、表示なども見直す
必要があると考えておりますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課（平間忠一君） 実際的には、逐次、私のほうというか、課としては巡回な
り、パトロールするなり、それから行政区長さんからの指摘なり、それから警察からの指摘な
りというような形で、まず現場を確認させていただいております。特に、実はことし10回行っ
た住民懇談会の中でも、やはりそういうような形で、一旦停止の線が消えている、見えない、
こういうようなものの要望も出ておまして、それらについても計画的に、まず確認をしなが
ら準備、そして設置もしくは線を書き直すというようなことで答弁しておりますので、その辺
は間違いなく、町として責任を持って実行していきたいという形で考えております。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） ただいまのお答え聞きまして、ほっとしました。庁舎の東側から駐車
場に入りますところの止まれの標識、かなり大きいものが表示されております。あれを見
て、「ほう」と目を引きましたので、やはりそういう標識、表示も子供たちに「おっ」とか、
はっとするような、そういう目を引くもので提示していただければと思います。お願いいたし
ます、それは。

それから、教育現場では、交通ルール、マナーは、先ほども教育長のほうからお話をいた
だきましたので、今後とも事故がないようにするために指導をいただきますようお願いしたいと
思います。

また、自転車というものは、免許を持たずに誰でも乗れる身近な自転車でございますので、
法の改正により、利用者には交通ルール意識の一層の向上が必要となりますので、町のそうい

うチラシ、それから周知なども徹底して行われることをお願いするとともに、子供たちはもとより、町民の皆様を守る上でも、目を引くような標識と、それから通学路の防犯灯が一日も早く設置されるようお願いまして、私の質問を以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これにて7番佐々木裕子さんの一般質問を終結いたします。

次に、15番白内恵美子さん、質問席において質問してください。

〔15番 白内恵美子君 登壇〕

○15番（白内恵美子君） 15番白内恵美子です。4点質問いたします。

1点目、しつけと体罰の違いを学ぶ研修の実施を。

私は11月に東京都文京区において児童虐待防止推進月間事業として開催された子育て講演会「しつけってなに？」を聴講しました。講師を務めたのは、虐待問題の専門家で、全国を駆け回っていらっしゃる山梨県立大学の西澤哲教授です。西澤先生は、しつけと体罰の違いをとてもわかりやすく説明なさいました。

現在も多くの方がしつけとして、ある程度の体罰は許されると考えているのではないのでしょうか。しつけと体罰は明らかに違うことを理解することが、家庭や学校での体罰や虐待を防ぐことにつながります。子育て中の方や教育に携わる教師、保育士、その他子供にかかわる全ての方々にしつけと体罰の違いを学ぶための研修を実施することを提案いたします。

- 1) 町内において西澤哲先生の講演会の開催を提案する。
- 2) 各小中学校や保育所等において、校長や所長から保護者へ説明を行う。
- 3) 講演内容を広報しばたへ掲載し、あらゆる機会を利用して周知に努める。

2点目、（仮称）さくら連絡橋のスロープ建設は法的にクリアできるのか。

10月会議において、（仮称）さくら連絡橋建設工事（Ⅲ工区）（繰越明許）の請負契約が可決されましたが、スロープの勾配が12%（8分の1）であることから、法的に気になる点があるので質問します。

1) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、いわゆるバリアフリー法では、傾斜路の勾配は12分の1（8%）を超えないこととしている。建設しようとしているのは12%であり、この法律に反するのではないか。

2) ことし4月施行の「柴田町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例」においては、歩道の勾配は5%以下、特別の理由によりやむを得ない場合において8%以下とすることができるとしている。12%の勾配は、この条例にも反するのではないか。

3) 宮城県の「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」第28条に反しないか。県の指導・助言は受けたのか。

4) 自走式の車椅子の勾配限界8%を超えて建設し、万が一事故が起きた場合は、国家賠償法第2条により町に賠償責任が生ずるのではないか。

5) 建設後、勾配がきついことにより車椅子での利用者が少ない場合は、住民監査請求の対象となる可能性が高いのではないか。

6) 各課において、法的、福祉的な面からどのような検討がなされたのかを伺う。

3点目、小中学生の学力向上へ新たな取り組みを。

宮城県は、平成25年度全国学力・学習状況調査結果で、小学校が37位と全国平均を大きく下回る結果となったことから、10月に「学力向上に関する緊急会議」を開催し、学力向上に向けた5つの提言を行いました。柴田町教育委員会では、この提言をどのように受けとめたのでしょうか。

子供たちは、どの子も「授業を理解したい」と強く願っています。保護者も「確かな学力をつけてほしい」と心から願っております。この子供や保護者の切なる願いに応えるために、今後の町の施策を伺うとともに、新たな取り組みについて何点か提案いたします。

1) 5つの提言をどのように考えているか。

2) 学力向上のための町独自の施策を行っているか。今後取り組む予定は。

3) 11月に開催された「宮城県学校図書館研究大会」の第4分科会（学校図書館運営）では、学校図書館司書の配置を望む声が多数出ている。学力向上のためには学校図書館が機能することが重要であることから、司書の配置を早急に行うべきでは。

4) この研究大会に、町内の小中学校から図書館担当教諭や2名の学校司書は参加したのか。

5) 岩沼市では、校内研究の活性化や教師の授業力向上を図るために、教育指導専門官を学校に派遣している。柴田町においても、教育委員会と学校現場のつなぎ役となる経験豊かな指導主事を配置すべきでは。

4点目、新たな観点から放射能汚染の測定を。

福島第一原発事故による放射性物質が多く含まれている「路傍の土」が、東北・関東・甲信越地方の広範囲にわたり確認されています。柴田町ではどのような状況でしょうか。

11月に大河原町にあるみんなの放射線測定室「てとてと」の2周年記念行事が開催され、「タオル拭き取りによる環境放射能測定」という事業報告がありました。物の表面に付着し

ている放射性物質を測定するため、タオルで表面を拭き取り、そのタオルを測定した結果、近隣市町のガードレールの表面で1キログラム当たり10万ベクレル、木や竹の表面で1キログラム当たり数万ベクレルのセシウムが付着していたとのことです。

また、農業用ビニールハウスのビニールからもセシウムが検出されていることから、震災当時使用していた資材は要注意です。

現在は空間放射線量の数値が落ちついていることから、今後は「路傍の土」や通学路、校庭、公園、畑などの土の検査に力を注ぐことを提案します。

- 1) 「路傍の土」について、どのように考えるか。
- 2) 「路傍の土」を含め、通学路、校庭、公園の土を測定すべきでは。
- 3) 毎年、畑の土とそこで収穫した野菜の定点測定が必要では。
- 4) 震災当時使用していた農業用資材の測定と処分を検討すべきでは。
- 5) ガードレールや橋の手すり、公園の遊具など、人が触れるおそれのあるところの拭き取りをすべきでは。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1問目、3問目、教育長、2問目、4問目、町長。順次答弁をお願いします。

1問目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） 大綱1問目のしつけと体罰の違いを学ぶための研修会の開催をについて、一括でお答えいたします。

町では、毎年11月が児童虐待防止推進月間であることから、11月1日号のお知らせ版や関係施設などにポスターを掲示し、児童虐待防止の啓蒙、啓発を図っているところです。また、子供虐待について、リーフレットを作成し、民生委員や子育て支援施設、関係機関に配付し、児童虐待に対する意識啓発を行っております。

小中学校の教員による体罰については、学校教育法で明確に禁止されている行為であり、行き過ぎた指導や指導の一環でありますとか、しつけとして捉えることも許されることではなく、信頼関係の上に成り立つ学校教育の根幹を揺るがすものであり、絶対にあってはならないことと認識しております。

学校の保護者への説明につきましては、今年度に町内全ての学校で体罰に係る実態把握についての保護者対象アンケートを2回実施しておりますので、学習参観日や学年PTAなどでの

各学校の今申しました体罰調査の状況説明や校長からの説明等の中で行っております。アンケートの開封と内容の確認は校長または教頭が直接行い、体罰の訴えがある場合は校長が保護者に状況を伺うなどして対応し、体罰の根絶に向けて取り組んでおります。

保育所においては保育指針において、保育所の社会的責任として、子供の人権の尊重が特に遵守しなければならない事項として規定されておりますので、子供一人一人の人格を尊重して保育を行っております。児童虐待の予防につきましては、乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）や養育支援訪問事業などと連携し、支援が必要な家庭へ継続した支援を実施し、家庭児童相談員による子育て中の育児不安や孤立を防ぐよう相談事業も実施しているところです。保育所では、保育参観時に子育てをテーマとした講演会を毎年開催し、子育てを考える機会としております。

講演会開催に関するご提案につきましては、しつけと体罰の違いを理解し、虐待予防への共通認識を持つことは重要と考えますので、今後、児童虐待に関する意識の向上を図り、児童虐待の予防を目的として、西澤教授のような児童虐待予防のために取り組んできた講師による講演会開催を次年度に向け検討してまいります。また、開催した場合の講演内容については、広報などに掲載し広く町民に周知を図ってまいります。

大綱3問目、小中学生の学力向上へ……

○議長（加藤克明君） 教育長、1問目ということで、後、3問目になりますので。

○教育長（阿部次男君） 失礼しました。

○議長（加藤克明君） 2問目、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 大綱2問目、さくら連絡橋のスロープ建設は法的にクリアできるのかと。6点ありますが、1点目から3点まで関連がありますので、一括でお答えいたします。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に定める基準は、特定道路などのように限定された施設に適用されるものでございます。当然、柴田町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例は、上位法の規定に基づき制定しているものです。以上のことから、1点目、2点とも法律及び条例には違反していないこととなります。

3点目の宮城県のだれもが住みよい福祉のまちづくり条例第28条につきましては、公共車両等及び公共工作物の整備に関する条文であることから、スロープ整備の基準には該当しないと思われまます。

さくら連絡橋と周辺の整備につきましては、人が歩いて回遊できるというのがコンセプトになっています。当初は階段だけの計画でしたが、検討過程の中で、もっと歩きやすくしてほしいと、町民の方や議会から要望が出され、また一方で、車椅子の方も利用していただきたいという思いもありましたので、階段のみの形状ではなく、車椅子の方も利用しやすくなるようスロープを追加設置することになったものです。スロープの勾配につきましては、一般公募で参加いただいた検討委員会の中で議論を重ね、さらにはそのこととは別に計画段階から宮城県の指導・助言をいただきながら、さまざまな現場条件や制限、制約の中で現在の勾配になったことをご理解いただきたいと思います。

4点目、スロープは国が定めた基準の範囲内で計画しておりますが、万が一事故が起きた場合は、管理者の瑕疵がどの程度あるかというところで責任の所在が明らかにされるものと考えております。想定外の事故が起きないように、利用者の注意を促すための方策などに万全を記してまいりたいと考えております。

5点目、前問の回答でも触れましたが、スロープは国の基準の範囲内で計画しており、人が歩いて回遊できるのがコンセプトとなっております。さらには、車椅子での利用を含め、多くの方々に歩いていただける施設ですので、車椅子の利用が少ないことをもって住民監査請求の対象になるものとは考えておりません。

6点目、各課における具体的な個別の検討については、課長会議等で説明をしたり、議会や全員協議会などの情報を共有して共通の理解を得ております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 次に、教育長。

○教育長（阿部次男君） 大綱3問目、小中学生の学力向上へ新たな取り組みをにお答えします。

1点目、5つの提言をどのように考えているかについてですが、学力向上に関する緊急会議から提言のあった学力向上に向けた5つの提言は、今回の学力調査で本県がほとんどの教科で全国値を下回る結果を受けて、各学校の全ての教員に明日からすぐに取り組んでほしい事項をまとめて実践化を求めたものです。

提言については、子供たちが安心して学校生活を送れるようにすること。教師と子供、子供同士の好ましい人間関係を築くこと。そして、わかる授業を積み上げていくことなどの観点から5項目をまとめており、単にテスト対策といった目先のことではなく、日々の授業の充実を図るよう、地道な取り組みを求めていると受けとめております。提言にあります子供の声に耳

を傾けること、子供を褒めること、認めることなどは、どの教師も日ごろ心がけていることですが、全ての子供になると容易でないことも教師の誰もが感じているところです。提言にある考えをしっかりとノートに書かせることも含めて、教えの基本に立ち返って学力向上を目指してまいりたいと思います。

2点目、学力向上のための町独自の施策を行っているか。今後取り組む予定はについてですが、全国学力調査は、知識を実生活に活用するなど今日的な学力観に立ったテスト問題となっております。町内各小中学校では、新しい学力観に立つ学習指導を目指して、校内研究やさまざまな機関研修に参加をし、授業や指導方法の改善に努めているところです。教育委員会としては、各学校の取り組みを一層支援すべく教職員対象の研修会を開催するなどの施策を推進しております。

今年度は、全国学力・学習状況調査を実施している国立教育政策研究所の学力調査官に講師を依頼しまして、町内教職員全員を対象に全国学力調査の目指している学力について講演会を実施しました。今年度は算数・数学担当の調査官でしたので、来年度は国語の学力調査官による講演会を開催したいと考えております。ほかにも学び支援コーディネーター事業として、夏期・冬期の長期休業日に町内全校でサマースクールや冬期受験力アップ学習会等を開催し、学力向上に取り組んでおります。

3点目、学力向上のためには学校図書館が機能することが重要であることから、司書の配置を早急に行うべきではについてですが、今年度、学校図書館司書は船岡小学校と船岡中学校へ1名ずつ資格を持つ臨時職員を配置しているところですが、全ての図書館を支援する体制として、学校図書館司書を町図書館の所属とするというご提案を本年6月会議で白内議員からいただきましたので、来年度の実施に向け、現在、その方向で調整を進めているところです。全ての学校を支援できるような体制の充実に向けて、人的配置等も含めてさらに検討を進めてまいります。

4点目、宮城県学校図書館研究大会に、町内の小中学校から図書館担当教諭や2名の学校司書は参加したのかについてですが、町内小中学校からは図書担当教諭1名と校長2名が参加しました。

5点目、柴田町においても教育委員会と学校現場のつなぎ役となる経験豊かな指導主事を配置すべきではについてですが、市町村教育委員会の指導主事の配置は、教育行政の施策実現に大きな役割を果たしているものと認識しております。柴田町はここ数年、校舎、体育館等の新築・改造工事などの教育環境整備に重点的に取り組んでまいりました。また、特別支援教育支

援員や自立支援相談員、ALT（英語指導助手）、スクールソーシャルワーカー、学校図書館司書、スクールガードリーダーなど、学校に対する人的支援の充実にも優先的に取り組んでまいりました。施設設備等が一段落した段階で、割愛の指導主事の配置ができるように検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 4 問目、町長。

○町長（滝口 茂君） 4 点目、新たな観点から放射能汚染の測定をでございます。5 点ほどございました。

1 点目、「路傍の土」についてですが、現在、原子力規制庁、宮城県原子力安全対策課等の関係機関からの「路傍の土」に関する情報は寄せられておりません。今後も、国・県、関係機関と連携を密にし、放射能対策に取り組んでまいりたいと思います。

2 点目、柴田町では平成23年7月に町内小中学校、保育所、児童館、公園等21カ所の土壌の放射能測定を行っており、その測定結果、セシウム134、137のキログラム当たりの合計については、54ベクレルから630ベクレルでありました。それを換算係数を用いてベクレルからマイクロシーベルトに単位計算しますと、測定値で最も高かった地点のベクレルでも毎時0.17マイクロシーベルトと低い値でありました。現在行っている空間放射線量の定点観測では、時間の経過とともに空間放射線量が低下をしております。また、町民からの要望による出前測定においても問題となる値は計測されていない状況にありますので、改めて測定する必要はないものと考えております。

3 点目、畑の土壌放射性物質調査は、平成24年1月23日に宮城県が主体となって町内4地点で簡易分析により調査をしております。土壌中の放射性セシウム、216から283ベクレルで、農地土壌の基準値5,000ベクレル以内でありました。また、畑で生産される農作物については、県と連携して放射能測定を実施し、食品衛生法に基づく基準値100ベクレルを超える農作物が市場や農産物直売所等に出回らないように、安全な農作物の流通に努めているところでございます。

なお、測定経過といたしましては、平成23年5月9日から平成25年11月18日までに、米で103検体、野菜で129の検体を測定しておりますが、その結果、1件だけ、平成24年4月23日に測定したコゴミ1検体が124ベクレルとなりましたが、ほかの検体、231検体は基準値を上回ったことはございませんでした。なお、その124ベクレルが出た24年度のコゴミも、同じエリアで採取した平成25年度のコゴミも平成25年4月29日に測定した値は10ベクレル以下でした。

このような放射性物質の測定状況を勘案し、類推解釈すれば安全は担保されていますので、野菜の定点測定までは必要ないと考えております。

4点目、農業用資材でハウスの被覆材、農業用マルチ、肥料袋、育苗苗箱等のプラスチック類は農業者が産業廃棄物の排出事業者としてみずからの責任において処理しなければなりません。このため、仙南地区ではみやぎ仙南農業協同組合を事務局とする仙南地区農業用廃プラスチック適正処理推進協議会を組織し、年2回、定期的に農業用廃プラスチックを再生処理に向けて回収を行っています。処理料金については、農家、農協、町がそれぞれ3分の1の割合で負担しています。

放射能の測定に当たりましては、処理業者が工場への搬出を可能とする農業用廃プラスチックの基準値を0.5マイクロシーベルトと設定したことから、平成24年5月28日、29日に業者立ち会いのもとで協議会が搬入前の農業用廃プラスチックについて測定をいたしました。測定結果は、0.122マイクロシーベルトと基準値を下回ったことから、特にトラブルもなく現在も回収処理が継続されているところでございます。

5点目、国・県、関係機関からの関連通知は現在ございません。また、放射能による県内での拭き取り実績はございません。柴田町では、空間放射線量の走行サーベイ調査を平成24年3月22日、平成24年9月27日、平成25年11月13日と3回実施しております。走行距離は1回目80キロメートル、2回目80キロメートル、3回目140キロメートルと、町内の道路を走行し調査をいたしました。測定結果は年々空間放射線量は減少傾向にございます。したがって、微量の放射性物質が手に触れても直ちに影響が出るものでもなく、手を洗えば除去できます。放射能に対する正しい理解をしていただくことが大切だと思います。今後も、国・県、関係機関と連携を密にし、放射能対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 白内恵美子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○15番（白内恵美子君） まず1点目です。しつけと体罰の違いについて、まず簡単に言えばしつけとは自己調節の発達の促進であり、体罰は行動の抑制・抑圧です。抑制・抑圧された行動は体罰がなくなれば表出します、表に出ます。しつけと体罰は全く異なるものです。このことを西澤先生はとてもわかりやすく説明してくださいますので、ぜひ本人を講師として呼んでいただくことを強く要望しておきます。

2点目、さくら連絡橋のスロープなんですけれども、もう一度確認です。このスロープは誰のためにつくるんですか。

- 議長（加藤克明君） 都市建設課長。
- 都市建設課長（加藤秀典君） コンセプトが「多くの人に歩いていただける」ということを掲げていますので、もちろん健常者も含めてですけれども、できるだけ多くの障害のある方、それからお年寄りの方、小さいお子さんをお持ちの方、そういった方も含めて利用していただきたいという強い思いがございます。
- 議長（加藤克明君） 質問ありますか。どうぞ。
- 15番（白内恵美子君） 最初は、車椅子の方が渡れるようにということだったんですが、いつからそのように変わったんですか。
- 議長（加藤克明君） 都市建設課長。
- 都市建設課長（加藤秀典君） 先ほど町長の答弁いたしましたとおり、最初は橋を渡って階段でおりるという構造でした。一般参加の公募で参加していただいた方々、それから先ほど申し上げましたとおり、議会からもいろいろ、階段ではなくて車椅子の方も使えるような、歩きやすいようなという話が出て、途中から車椅子の方も利用できるように工夫をしてスロープを設けたほうがいいんじゃないかということで、最終的な形になっております。
- 議長（加藤克明君） 質問どうぞ。
- 15番（白内恵美子君） 車椅子の方が利用するためには国が基準を出していますバリアフリー経路を構成する傾斜路の整備基準、これは勾配はどのようになっていますか。
- 議長（加藤克明君） 都市建設課長。
- 都市建設課長（加藤秀典君） バリアフリー法で定めています特定道路における傾斜路につきましても5%、最大で8%を超えないというふうになっております。
- 議長（加藤克明君） 質問どうぞ。
- 15番（白内恵美子君） そうすると、12%の勾配というのはどういうふうになりますか。
- 議長（加藤克明君） 都市建設課長
- 都市建設課長（加藤秀典君） 今申し上げましたけれども、特定道路に関してそういった定めがございます。よろしいですか。
- 議長（加藤克明君） 質問どうぞ。
- 15番（白内恵美子君） 車椅子の方が通れるようにというのは、このバリアフリー経路を構成する傾斜路の整備基準を守らなければいけないんじゃないですか。
- 議長（加藤克明君） 都市建設課長。
- 都市建設課長（加藤秀典君） 同じような回答になりますけれども、特定道路ということで、

特定のところに適用されるものであります。全ての道路、構造物に適用するものではございませんので。ただ、そこを目指していくということでは、法の理念どおり私たちも考えておりますけれども、あくまでも特定道路、限定されたところに適用されるという理解でおります。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 今回つくろうとしているスロープは特定道路ですよ。何のために使うかということを考えれば、車椅子の方も安心してそこを渡れるように、階段は行けないので、そのかわりにスロープをつくるということであれば、それは特定道路ですよ。その場合、勾配は12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチ以下のものにあっては8分の1を超えないこととなっていますよね。10メートル近い高さですから、12分の1を超えないことを守るしかないんじゃないですか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 特定道路という決め事がありまして、国土交通大臣が指定した区間というふうになります。柴田町には国土交通大臣が指定した特定道路というものは現在存在しておりません。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 済みません。特定道路、じゃあ、勘違いしていました。その特定道路ではなくて、今回つくろうとしているのはあくまでもバリアフリー法で言う傾斜路です。普通に考えればいいだけです。誰に聞いてもこれはおかしいと、私もほかの自治体職員にも確認したんですけれども、高齢者や障がい者のためのバリアフリー法というのは、そういう方々が利用しやすいための勾配を、傾斜路に対しての勾配の基準を設けているんだから、それを、その8%を守らないというのはやはりおかしいことではないですか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 繰り返しになるんですが、特定道路そのものについては国土交通大臣の指定を受けて区間が決められます。そういったものが特定道路というふうに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の中でそういうふうにならなっていますので、それを受けて、私たちも独自条例を制定していますけれども、特定道路に関してはそういった定めがまさしく適用になると思います。ただ、特定道路、柴田町には存在しませんけれども、そういった基準については常に頭の中に入れて、そういったところを目指して仕事はしているんですけれども、先ほど申し上げたとおり、いろいろな制限、制約の中ではそれに至らないことが出てくるんですね。まさしく特定道路でないもので、そこに、極端な言い方をすると、

適合しなくてもいいんですけれども、そうじゃなくて、できるだけそういった適合するような努力はするんですけれども、制限、制約の中でどうしても適合できないところが出てきたときに、どこまで譲れるんだろうかというところが計画段階で非常に重要なところだと思います。一般公募いただいた方にもいろいろお話をして、いろいろなケースを相談していただいて、今、桜坂と命名されましたけれども、園路12%あるんですけれども、あそこを車椅子を押して上ったり、そういった社会実験的なことの実験もお話をさせていただいて、制限、制約の中であれば8%にこだわらなくてもやむを得ないと。ただし、そのときには介助者が必要であって、前回の会議でも申し上げましたけれども、ソフト的な配慮が十分必要なんだろうというふうに思います。みずから手をかしてあげるとか、そういったわかりやすい表示をして誘導してあげるとか、そういったことが重要なんだろうというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 最初から介助者がいなければ渡れないようなものを、車椅子の方のために用意しましたというのはやはりおかしいと思うんですよね。先ほどから、特定道路、特定道路とおっしゃっていますけれども、いわゆるバリアフリー法というのは、そういうことではなくて、障害のある方や高齢者が安心して移動できるための法律ですから、その中の基準というのは、別に特定道路でなければだめだではない、柴田町が今つくろうとしているこのスロープについても、まして長い、80メートルですか、1メートルや2メートルの勾配ではないんですよね。そうすると、かなり厳しい、きつい勾配だと思うんです。そこを介助者が必ずついてというのは、町がつくるものとしてどうですか。これは本当に事故が起きた場合は、どうしたって町の責任、町に瑕疵があると判断されると思うんです。その辺もう一度伺います。いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 先ほど、瑕疵の問題というか、想定しがたい事故にならないよということ、町長が申しあげましたとおり、そのような事故にならないような工夫を十分にすることがあるんだろうと思います。当然、車椅子ご利用の方、万が一、一人であそこに来た場合には、この先にどういったものがあるか、この先がどう変わるということをしっかりとお知らせをしていく必要もあると思います。その上で、車椅子を利用される方がみずから通行されるのか、橋の上で戻ってこられるのか、その辺は利用者の判断も出てくるんだろうというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） そうしますと、入り口というか、入り口のところにここは危険であると、車椅子の方は危険であるということをはっきりと表示するということになるんですか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 今考えていますのは、危険であると表示するつもりはございません。この先がスロープになりますというふうなまず表現をしたいなというふうに考えていますし、その先の勾配が12%のスロープです、長さが80メートルになりますという表示をしたいというふうに今のところ考えております。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 車椅子じゃない方は、「12%の勾配です」だけで、どのくらいきつい勾配かということは余りわからないかもしれませんが、車椅子の方にとっては、自走式の手すり付きの車椅子の方にとっては12%は行けないという判断をしますよね。よほどきちんと若い方でも介助してもらわないと。今やはり高齢者が高齢者を介護するというので、車椅子の介助者も高齢になっているわけですよね。そうすると、上るよりは、特におりるときのほうの事故が心配されますよね。そうすると、どれだけ危険かということは、単なる12%ということを示すだけではなくて、やはり危険ですよということをはっきりと打ち出さない限り、そのまま通せば町の瑕疵は認めざるを得ないんじゃないですか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 危険だと書くことがいいのかどうかということはよく考えたいと思いますけれども、非常に大切なご意見だというふうに受けとめています。ただし、危険がいいのか、勾配がいいのかというのは、これから検討会まだ続いていますので、その中でもいろいろと議論をして誤解のないようにわかりやすいものを考えていきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 福祉課長に伺いたいんですが、車椅子の勾配限界を超えた場合、事故が起きる可能性というのは高くなると私は考えているんですが、課長はどのようにお考えですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

構造、勾配等の技術的な面については、技術部門で検討された結果だというふうに承知しております。ただ、車椅子の利用ということ考えた場合、車椅子の性能がございます。例えば

自走式の車椅子の登坂限度については8.5%、それから電動車椅子の実用登坂角度が10.5%から17.6%、これは国土技術政策総合研究所の資料にもあるんですが、ほかの資料文献等を見ても同レベルの水準というふうに聞いております。ですので、現場には案内標識をして、今まで答弁申し上げているような勾配を明確にした情報発信というものが必要なというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 同じく福祉課長に伺いますが、先ほどから私と都市建設課長と話をしているところですが、特定道路でなければバリアフリー法に違反してもいいと考えますか。バリアフリー法の基準というのはあくまでも自走式の車椅子は8%までなんですけれども、自走式の車椅子というより、道路の勾配自体が8%以下とするとなつてはいるんですが、どうお考えですか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） バリアフリー法で規定している角度については、極力そういう角度以下であればよろしいかなというふうには思います。ただ、今までの答弁の中にも現場での制限等もあるということもありますし、それについてはなかなか、整合を図るという面で検討していただければというふうには思っているところです。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 同じく福祉課長に伺います。12%の勾配で車椅子を押ししたり、おろしたりというか、上ったり、おろしたりしたことはございますか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 私の経験ではございません。ただ、12%についてはなかなか困難かなど。自走では先ほど申し上げた8.5%という数字もございますので、自力登坂は無理というふうに思っております。必ず介助が必要ではないかというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 私も本当は実験したかったんですけども、なかなかその機会がなく、自転車であらゆるところを、10%、12%のところを何度もやってみたんですけども、上るときは「えい、やあ」でいいんですが、おりるときというのはかなり怖いんです。本当に引張られてしまって、さほどの距離じゃなくても危ないなと感じます。10%、12%というのはかなり厳しいですね。8%ぐらいだったら何とかという感じです。ですから、やはり事故の心配というのは、最初から、つくる段階からきちっと考えておかななくてはいけなくて、先ほども申

し上げたように、介助する人が高齢者の可能性が高い、その場合に本当に大丈夫なのかということをやはりきちんともっともっと議論し、それから利用者の声を聞いて、本来は行うべきなんではないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 先ほど、福祉課長とのやりとりの中でバリアフリー法に違反されているということを申し上げられましたけれども、違反では決してないので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

いろいろな議論をしてということですが、多分、私たち今まで仕事を進める上ではかなり少なかったことだったと思うんですけれども、一般公募をして町民の方々に寄っていただいて、その中でいろいろな議論をして、いろいろな私たちの経験も話しながら、時間をかけて、回数が多い、少ないではないと思うんですね。時間が長い、短いでもないと思うんですね。そういった一般公募で参加を初めていただいて、いろいろ議論をして、当然、議会のほうにも説明をさせていただきましたけれども、手順を踏んで今の形になっているということからして、欲を言えば、もっともっと議論をしたほうが良いという意見はあるとは思いますが、決して全く不足しているという認識は持っておりません。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） この勾配というのは、一般的に言って、許されない勾配だと私は思うんですよ。それが、例えば、特定道路じゃないから、バリアフリー法に違反しないと、町の判断はしているかもしれませんが、一般的に考えて、勾配については8%までとしているバリアフリー法があって、80メートルもの距離を、町は「いや、このバリアフリー法に違反しないんだから、12%の勾配でもいいんだ」という考え方自体が、どうしても私は納得できないし、これを住民の方に説明するときに皆さんにわかってもらえるのでしょうか。実際にできたときに、こんな急な勾配では絶対車椅子無理だよねとならないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 繰り返しになりますけれども、勾配は緩いほうがもちろん望ましいと思います。ただ、今回は多くの方が歩いていただけということで、車椅子の方を特定したスロープということではなくて、当然、ベビーカーの方もいらっしゃいますし、高齢者歩行の方もいらっしゃいますし、そういった中で、車椅子の方も利用できるようなということからスロープが出てきているんですね。当然、階段ですと、100%、車椅子の方はご遠慮いただくようになるんですけれども、そういったことでスロープということが出てきました。その中

で、当然、目指すところは平らなほうがいいわけで、そこから始まるんですけども、高さがある、それからつくるための長さが必要になる、場所が川の中にある。そんないろいろな制限、制約の中から今の勾配に落ちついたというところですよ。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 物理的に12%しか無理だから12%になったとしか、やはり思えないんですね。誰が使うかということを考えれば、多くの方に使っていただきたい。その中には、車椅子の方というのは、もちろん一番、本来大きな要素というか、入っていた、歩いていただきたい方なわけですよ、最初から。車椅子やベビーカー等を考慮しなければ、あそこを歩いて、あの長い距離を土手を歩いて山の上まで行こうと思っている方ですから、高齢者であってもある程度足の丈夫な方、お元気な方が利用しますから、絶対、高齢者はスロープがなければ歩けないということではないですよ。あくまでも車椅子の方が利用できるスロープということ、一番はそこだと思うんですよ。そうすると、その方々が使いにくい危険な勾配というのは、私はつくる意味があるんだろうかと考えてしまいます。つくるのであれば、皆さん、車椅子の方が利用できるように、こういうこと、こういうスロープをつくったから、どうぞ利用してくださいと、本当に自信を持って言えるようなものではないんじゃないですか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 何度も繰り返して申しわけないんですけども、多くの方が使うということがコンセプトなんです。車椅子の方も当然使っていただきたい。どれぐらいの車椅子の人が来るのかと言われると、実は統計のとりようがなかったんですね。当然、車椅子であそこに行かれる方が現在いらっしゃいませんでしたので。通常、普通の道路のように常に人の動きのあるところでは、交通量調査とかを十分にすれば、どんな種類の人が、どの時間帯に、どういう歩き方をする、というのがわかるんですけども、そういったことがないので。

ただ、車椅子で来られる方については、検討委員会の中でも出ましたけれども、直接船岡駅からおりて、もしくは大河原駅からあそこを目指して来るというのはなかなか少ないのではないかと。多いのは城跡公園に車で上がって、城跡公園から行く方が多いのではないかと。この話になったんですね。そうすると、城跡公園までには、上の第2駐車場までには車で移動できますので、そこから橋に来るまでには、今後、園路整備のほうについては8%で、そこは西側の斜面を利用して、延長は長くなるんですけども、構造的にも基準に近い形になるので、そういった形で橋まで誘導できるんですね。

今度、橋を行った先からおろす工夫をすると、どうしても川の中で、構造物をつくる時には制限が働きます。以前の議会でもエレベーターという話が出ました。ご存じだと思うんですけども、エレベーター本体を川の中に落とすというのは、これは不可能でございます。また、JR側ということになれば、JRと土手と、境界が全く、背合わせになって余剰地がないので、JRの中にもエレベーターができないというふうになると、車椅子の方でも何とか歩いていただく工夫をすればスロープしかない。ただし、その制限の中では、今設計している12%の勾配しかとれないというふうになったときに、桜坂が12%で、私社会実験をしたんですけども、何とか押し上げることができるので、12%のスロープであっても利用は可能だろうと。

ソフトが大切だというのは、案内表示だけじゃなくて、今年度から町長が先頭に立って、職員挙げておもてなしということで、桜まつり期間中、土日の駐車場整理だけじゃなくて、平日の日も観光案内をしたりしているんですね。当然、そういったおもてなしの拡大というのですか、私は、個人的には、橋ができて、スロープができればあそこの場所に立ちたいと思っています。できれば私は手をかしてあげたいと思っています。そういったことが職員から町民に広がって、また訪れる人たちに広がって、お互いがお互いを手助けするようになっていくということも私たちは望んでいることですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 全国的に12%の勾配のスロープというのはどのくらいあるんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 確認はしておりません。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 私が調べた限りでは見つからなかったです。やはり、ないんですよ。

バリアフリー法に反しないようにつくれば8%以下ですから、ですから、12%の勾配というのは、スロープでは本当はあり得ないんじゃないですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 町道の中に歩道橋がよくかかって階段があるんですけども、立体横断施設というのですけれども、あの立体横断施設を設計する、考えるときには、最大で12%という基準がありますので、やっぱりそこを超えて、例えば13%、14%とか、20%という勾配のものを、幾ら特定道路外であっても、つくるといときには私たちもちゅうちょはするんですが、立体横断施設という一つの構造基準からは最大で12%というものがあるので、いろいろな基準を照らして、全ての基準をクリアはできないんですけども、最大限の基準、示さ

れた基準だけはクリアしなくてはならないということで、今回、12%にぎりぎりのところですが、勾配を決定しているところです。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 繰り返しになるかもしれませんが、課長は、バリアフリー法には違反しないということなんですが、一般的に考えて、どうもおかしいと思います。実際に、例えば会計検査院の検査に引っかかるというようなことはないですか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 計画の段階から県の指導助言もいただきましたし、勾配についてもいろいろと議論を当然しましたし、私は社会実験をして12%で人の押し上げもやりましたということの報告もさせていただいて、今の形になっているんですね。その計画が国のほうでは事業として認めていただいていますので、まさしくその計画どおりに現場で事業が執行されれば、会計検査ということなんですけれども、検査で指摘を受けるところはないというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 養護学校があり、はらかなのような障がい者施設がある柴田町は、障がい者には優しい町であってほしいと本当に心から願っています。その町が車椅子の方が利用しにくいスロープをつくるということは、私はどうも納得できないし、これはなかなか住民の方にも理解していただけないと思うんです。ただ、特に心配なのが、県にも相談したということで、絶対に、じゃあ、会計検査院等で引っかかって補助金全額返還ということはあり得ないんですね。もう一度確認です。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） はい、全く考えておりません。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） ほかの自治体職員に話したときに、8%のバリアフリー法があるのに12%でつくるんだという話をしたら、「それって補助金全額返還でしょう」とすぐに言われてしまったんですね。そのぐらいバリアフリー法に違反するという考え方というのは、皆さん持っております。だから、課長が絶対これで違反しないんだと言いますがけれども、何のためのバリアフリー法なのか。障がい者に優しい、高齢者に優しい、そういう移動の手段をとろうということのできたバリアフリー法ですから、そこでうたっている8%というのは、本来は遵守しなければならないものだと思います。

そこで、課長の考えも変わらないようなので、もう一度、なぜ12%の勾配でつくれると思うかの、その根拠をはっきりと、今じゃなくていいんです。はっきりと示していただきたいと思っています。それが今後、住民に対する説明につながると思います。今ここでなくて結構です。でも、私も納得できるような説明をぜひしていただきたいと思っています。

それから、学力向上へ向けての取り組みなんですけれども、柴田町からは県の学校図書館研究大会に3名しか参加しなかったということなんです。各学校には担当教諭や、それから2名の図書館司書もいるはずですが、なぜ参加しなかったのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 今回の大会の通知は、直接、この協議会のほうから各学校に行っている形でしたんです、通知が。うちのほうもこれがあるというのはちょっと、うちといますか、教育委員会のほうでも、教育総務課のほうでもちょっと承知しておりません。今回、ご質問がありましたので、各学校に問い合わせ、こういう状況でしたという報告を受けたものです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 生涯学習課のほうにも行かなかったんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 生涯学習課のほうでも見ておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） この研究大会では、東松島市立図書館のとても意欲的な取り組みが報告されて、本当に町図書館職員にも聞かせたかったなと思ったんですけれども、そうすると、こういうものは行っていないわけですね。角田市の東根小学校の報告もとてもすばらしかったんですけれども、各学校がその担当教諭を出さなかった理由として、どのようにお考えですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。

○教育総務課長（笠松洋二君） 今議員のご質問にありました東根小学校の発表も、内容は各学校にその通知が行ってしまっていて、どうして参加したところと参加しないところがあるんですかと、私もちょっと確認しましたところ、学校の日程等、いろいろ行事等の関係もありまして、校長の判断で職員を出張という形にしておりますので、それぞれの学校での判断だったというふうにとめております。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 2名の学校図書館司書はぜひとも参加してほしいんですけども、今の司書の立場、非常勤であるということで、それで参加できないとかそういうことはあるんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 柴田町で臨時職員さんに対する出張というのが、基本的に対応がないですね。それは正職員で我々も含めてなんですけど、職員も当然、出張、研修ということとは必要のところなんですけれども、臨時職員さんに対しての出張という取り扱いを基本的にしておりませんので、そういうことになっているという状況でございます。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 一番研修が必要な人に研修を受けさせない。これは何なんでしょう。出せないからというのはおかしいんじゃないですか。教育長、どうお考えでしょうか。

○議長（加藤克明君） 教育長。

○教育長（阿部次男君） 昨年、槻木の学習センターで県大会がありまして、そのことについては議員さんもお承知かと思うんですが、あの場合には、町内の教職員、相当数参加しているんですけども、これは先生方の管内の一斉研究日、つまり学校を午前授業にして、午後から一斉に先生が、子供を帰して、一斉に研究会をやるというようなことをやっているんですね。それに合わせて行きますと、しかも会場が管内でありますと先生方も相当数が参加できる。ただし、他市町で行われて、一斉研究日でないときに開催されますと、先生方は当然授業をしなくてはならないわけですね。そうすると、なかなか一般の先生方、特に担任の先生方は参加しづらいというところもあると思います。ただ、この県大会が何日だったのか、ちょっと済みません、平日だったか、あるいは休日か、ちょっとよくわからないんですが、その辺のところもあったのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 22日の平日ですけども、各学校1人ですよ、図書館担当教諭は。なぜ時間の都合をつけて学ぶ場に参加しないのか。とても学校図書館運営の分科会はすばらしいものでした。おこなっている宮城県、学校図書館がおこなっていると言われる宮城県であっても、この大会での発表を聞くと、「ああ、すばらしいことに取り組んでいるんだな」ということがよくわかります。そして、こういうことなら自分たちでもできると思えるようなことがたくさんあるんですよ。これは今後教育長からもやはり参加するようにとの呼びかけが必要な

のではないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。

○教育総務課長（笠松洋二君） 今回、この大会に出席した校長2名、それから職員1名がおるんですけども、そちらから、その資料は当然見せていただきまして、内容も読ませていただきました。今後、校長会の中で、議会の中で議員のご質問の中でこういうご意見がありましたということは伝えてまいりたいというふうに考えます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） ぜひお願いします。

指導主事のことなんですけれども、例えば常勤の指導主事を置けないのであれば、せめて嘱託の教育指導専門官を配置するという考えはないですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） それも一つの選択肢かなというふうには思います。ただ、やはり相当高度な専門的な職になりますので、当然ながら正規職員として採用するのがベストなのかなというふうに思います。ただ、これは割愛人事になりますので、要するに町が経費を持たなくてはならないということですから、今、みんな先生方は県費負担教職員ですので、これを採用するとすれば、当然、県内の小中学校、管内の小中学校の先生方の中から、あるいは校長、教頭の中から、県のほうに割愛していただいて、お金はこちらで持ちますから、人だけちょっとかしてくださいという形で採用するという形になるわけですね。一番やっぱりベストなのはその形だと思います。当然、経歴とか、あるいは研修とか、そういったものが豊富な、まさに各小中学校の校長先生をも指導できるような方を任用しないと、なかなか専門的な指導というのは難しいのかなと思いますので、それは目指してはいきたいと私の気持ちの中では当然ながらこの辺まで来ているのでありまして、ただ、いろいろやっぱりこういう立場で考えますと、例えば白内議員さんからたびたび学校図書館にも司書を配置と、こう言われるわけですが、この指導主事を1人、仮に配置するとなりますと、経費の面からいいますと、多分臨時の司書を採用すれば四、五人は採用できるのかなと。つまり、指導主事1人の採用で、臨時の司書さんは四、五人は採用できるかなというふうに経費上は思います。そうすると、どちらが先なのか。司書が先なのか、指導主事1名が先なのか。そんなこともいろいろ複雑に考えながら、いずれは配置したいなという思いでは一緒でございます。

以上です。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 岩沼市では、元指導主事だった方を教育指導専門官に嘱託として招いていると聞きました。だから、こういう形をとるというのも一つの方法ではないですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 結局は人の話ですので、そういうことをやってみたいという先生がいらっしゃるかどうかなの問題もあるんですね。それから、通勤のことも当然考えるでしょうし、既に定年退職された方であるとすれば余り遠くからはというわけにもいかないし、じゃあ、町内にいらっしゃるかという、なかなかそういった方はおいでになっていないとか。なかなか、その辺は人を選ぶという意味での制約もちょっとあるかなと。それもただ、選択肢の一つかなというふうには考えております。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） やはり、教育長の立場では本来であれば欲しいということだと思います。

それから、町内ではだんだんに所得の低い世帯がふえて、子供の学習まで手が回らない家庭がふえている状況です。所得格差が学力格差につながっている現状ですよね。この子供たちを支援する対策が必要だと思うんですが、何か考えていらっしゃいますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 先ほどの回答の中でも申しあげましたけれども、町としまして、今、冬期とか夏期とかの休業期間中にそういう学習を、学び支援のコーディネーター事業の事業を活用しての支援をしているということでございます。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 夏休みは各学校、とても頑張ってやってもらったなと思っています。

人の配置も本当にしてもらって助かったと聞いております。平日なんですけれども、やはり学習のおくれのある子供たちに、放課後、退職した教師や学生を講師とした学習の場が必要なのではないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 済みません。平日のそういう、先ほど教育長も申しあげましたように、人的配置とか、やはり先ほど申しあげました学び支援コーディネーターの場合ですと、夏休みだったり、冬休みだったりしたものですから、大学生の人員配置を手当てすることができましたのですが、平日ですと、なかなかそういう大学生の協力というものが得にくいのかなというところでは、教員の経験のある方とかそういう方をお願いしてやっていただけるよ

うになるのかどうか。それも含めまして検討してまいりたいというふうに考えます。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 結局は人件費だと思うんですね。きっと教育長もたくさん各学校にそういう人を配置したいと思っただらっしゃると思います。

調べてみて、教育基本法第16条4項にこういうことが書いてあります。「国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう必要な財政上の措置を講じなければならない」。ですから、教育長が必要だと思われる人的配置に要する経費は、やはりきちっと予算化するように町長と折衝していただきたいと思います。

実は、町が子供たちの教育へ支援ができるのは、柴田町の場合だと、中学生まで、15歳までですよね。子供1人当たりにすればその金額というのは本当に少額です。子供はやがて大人になって、この町を担っていきます。納税者にもなります。人を育てることがこの町にとって未来への投資です。子供の現状に目を向けて、必要な支援を行うべきではないでしょうか。

これは町長へ質問です。要はやはり人的配置が必要なところに来ています。もっと建物だけではなくて、人の配置への予算をつけていただきたいと思いますが、お考えを伺います。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 財政的に、岩沼市のように自主財源が豊かであれば白内議員の意見にすぐ賛同できるんですが、残念ながら、柴田町は学校教育施設の整備がおくれておりました。やっと軌道に乗って計画的にやれるようになりました。今度は社会教育施設です。これはほとんど手がついていない状態ということになります。そうした場合に、一方で、経常経費が93.1で大変財政が厳しくなっているというチラシが実はまかれています。

そういった中で、人件費をふやしていけば、学校図書館司書もそうでございますし、やまやまなのでございますが、人件費はそこだけではないんですね。保育士さんも、本当であれば正職員として雇わなければならない。そういうことに対して、本当に人的に支援するというのであれば、国が、やはり県がきちっと財政措置をとっていただけるのは普通ではないかなというふうに思っております。

残念ながら、国は学校司書を、今までどおり、司書教諭を兼務の状態から外しておりません。それから、県に対しても、学校の司書教諭について、村井知事に2分の1の補助制度をつくってもらいたいと何回もお願いしているんですが、残念ながら、そういう制度もつくらない。全て地方自治体が人材を教育するだけの財源が、実は国や県から来ていないという現実もご理解いただきたいというふうに思っております。

ですから、人件費をふやしたいのはやまやまなんですが、経常経費が100ということになれば、公共事業は一切できないんだということも考えていっているのが首長の仕事でございます。その兼ね合いが難しい。ですから、予算の収入状況を勘案しながら、少しずつ義務的経費をふやさざるを得ないというふうに思っております。

人的に教育に力を入れたいというのは、白内議員と変わるところはないんですが、そういう、最後には財源というところに行き着いて、町長も悩んでいるということもご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 人づくりには最大限努力していただきたいと思います。

最後に放射能汚染の測定についてです。

土は全くはかっていないんですか、最近。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 現在、土の測定はしてございません。土につきましては、先ほど町長が答弁申し上げましたとおり、平成23年7月に行いました町内の小中学校、保育所、児童館、公園等21カ所の土壌の放射能測定を行っておりまして、先ほどご答弁申し上げましたとおり、セシウム134・137については54から630ベクレルということで、空間放射線量に換算しますと0.17マイクロシーベルト。さらには、汚染状況重点調査地域となる空間放射線量、これは国でも航空機モニタリングで測定しておりますけれども、毎時0.23マイクロシーベルト以下ということで、町は汚染状況重点調査地域になるような測定結果も出ておりません。さらには、毎日住民から持ち込まれる野菜等も調べておりますから、それも最近は出ているものは山菜とかキノコ類ですね。そのくらいでありまして、当然、土壌から出るのであれば土壌のセシウムを吸収する野菜からも高いレベルの放射性物質が出ますけれども、そういう、超える基準のものが最近は出ていないということで、改めて土壌の調査はしてございません。

○議長（加藤克明君） どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 今回の答弁に当たって、「路傍の土」については調べてみましたか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 「路傍の土」については調査をさせていただきました。これは、最初のきっかけは、平成24年2月の福島県の南相馬市内の路上から黒い物質があるということで、それが最初に出たきっかけが出ております。また、24年5月17日付の東京新聞によりますと、東京江戸川区でそのような黒い土があるという記事が載っておりました。それで、東

京の子ども会連合会、東京連合こどもを守る会がそのような調査をしたということで、実は、この質問が生まれて、県の原子力安全対策課のほうに確認をいたしました。一般質問の中で「路傍の土」ということが出ているんですが、これについて原子力規制庁、環境省、厚生労働省、文部科学省、各省庁からそのような通達はございますでしょうか。どのような処理をするというのがありますでしょうかということで、これは既に平成24年から出ている内容であります。県に確認をしたところ、そういう「路傍の土」に対する処理についてということは、一切通達もありませんので、これにつきましては、例えば今、国がやる場合は周辺の地域と比べて毎時1マイクロシーベルト以上ホットスポットが確認をされた場合は、国のほうに連絡をして、市町村と連携して除染を行うという基準がありますけれども、それ以外にこのような表現の「路傍の土」に対する対応というのは、一切連絡はないということを確認しております。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 課長は、ご自分で「路傍の土」について、町内を調べてみようとは思われなかったんですか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 改めて調べるということはしておりませんでした。先ほど、町長の答弁でも申し上げましたとおり、この「路傍の土」と言われるものは、道路の端のほうに雨とかに流されてたまったり、風でたまったりというような土であります。柴田町では、国のほうにお願いをしまして、KURAMAという機械を使って、今まで3回、道路沿線の測定をいたしております。今まで3回の中で、1回目が80キロ、2回目80キロ、3回目140キロということで、今回、距離を延ばして測定しております。いずれも低い値が出ております。ただし、3回目についても低い値が出ていますが、正式には国が公式発表、分析して発表するまで二、三カ月かかりますので、公式発表はまだされませんが、今まで同様、0.1以下で低い値が出ているということで、改めた土の測定は必要ないだろうということで現在考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 空間線量と土とは関係ないですよ。私は調べてみたんですけども、町内でどのくらいの値が出るとお思いますか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 町のほうで調べておりませんので、それは数字が幾らということとはわかりません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 全く調べていなければ想像もつかないかと思うんですが、船迫中学校の駐車場、アスファルトの駐車場で1万4,300ベクレルです、1キログラム当たり。それから、西船迫一丁目道路脇で5,900ベクレル、全部1キログラムです。「路傍の土」だと思われるものは、私はこの2カ所しかはかってみなかったのですが、軽く1万ベクレルを超えるんですよ。これについてどう思いますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 県の方にも、先ほどご答弁申し上げましたとおり、そういう物質について除染をするといった場合は、現時点では、一つの基準は空間放射線量で除染をするというのが一つの基準になっております。先ほどもお話し申し上げましたとおり、周辺の地域と1マイクロシーベルト以上高い地点については除染が必要だという国の見解が出ております。町でも、公共施設の場合ですと、小学校、中学校、公園等も含めまして、毎時0.20以上あった土壌についての、施設についての除染を行っておりますので、ベクレルということで、今土のお話がありましたけれども、あくまでも除染の基準となるのは空間放射線量ということで、原子力安全対策課のほうにも確認してございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 今問題としているのは空間線量ではなくて、土です。空間線量はもちろんだんだん下がっていますよね。それは本当によかったかと、着実に下がってはいるので、それはよかったなと思っているんですが、土がいろいろなところで高い値が出てきているんですね。そうすると、町でも調べるべきではないですか。全く、側溝等も調べていないんですか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 土については調べてございません。あくまでも国が定める基準というのは空間放射線量で除染の基準というものを定めていますので、例えば側溝にしても、側溝の上で放射線量を測定して高い値であれば除染する。または、今、重点地域の状況も聞いていますけれども、重点地域においても、例えば学校と道路（県道・国道）が隣接する場合は、除染する場合については、学校周辺が高いとなれば道路のほうもはかって、それで高い値が出て初めて国・県道も一緒に除染するというのを聞いておりますので、あくまでも基準は空間放射線量での基準になっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 今問題としているのは土なんですね。土が、いわゆる子供が直接手にするものです。町の機械は土をはかれますよね。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 一応土をはかることは可能です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） それであれば、どんどんはかってみていただきたいんですが、例えば西船迫一丁目、我が家の側溝で4,480ベクレル、船岡のある集会所の側溝で7,650ベクレル出ています。これは知らないでさわるには、8,000ベクレル超えると焼却も何も、埋め立てもできませんよね。そのレベルが当たり前に出ていますよ。ぜひ調べていただきたいと思います。

学校なんですけれども、校庭は除染しているから、そこは高い値は出ないと思いますが、除染し切れなかったところというのがありますよね、校舎の脇とか、体育館の脇とか。船迫小学校の体育館脇の土をはかったんですが、2,840ベクレルありました。それから、船迫中学校花壇、本当に駐車場のほうは1万4,300ベクレル、その1メートル先の花壇で904ベクレルです。それから、ある公園の花壇で1,370ベクレル。これは子供たちが来て遊んでいる、土いじりする花壇なんですね。それで1,000ベクレル超えていましたので、やはり平成23年度にはかったものと今とでは状況が変わっています。町は機械を持っているのですから、どんどんはかっていただきたいんですが、どうお考えですか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） あくまでも、例えばはかるといった場合については、はかって、その除染が必要という基準とかがあるのであればはかりますけれども、現時点で、測定する際に学校の敷地を20メートルまたは10メートルメッシュで調査いたしましたけれども、その際に0.20を超えるようなポイントもございませんでしたので、超えたところについては全て除染をしたということであります。

先ほどもお話ありましたとおり、いろいろな土があると思います。それらを例えば道路沿線も含めて、いろいろなところも含めて、全ての土を何ベクレルだから、除染するという基準は現時点、先ほども申し上げましたとおり、何ベクレルで除染しなさいという基準ではなくて、あくまでも空間放射線量での除染基準に従ってやるということで、県にも確認しておりますので。確かに、今はかったら土は何ベクレルだったということでもありますけれども、もし、例えばガードレール、そういう土にさわったといった場合は、ぜひ手洗い、うがい、これをしていただきたいと思います。そういう何ベクレルということであれば、今後、そういう土にさわっ

た場合については、手洗い、うがいをしていただきたいということでお知らせをしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 何度も言っておりますが、空間線量は関係ないんですね。子供が直接さわるとどのくらいの値かです。最初にはかったとき、600ベクレル超えている校庭で、町は正直びっくりしましたよね。ですから、国の基準云々ではなくて、柴田町でどのくらいだったらこの部分は除染しましょうと自分で決めて、その部分を少し剥ぐだけでいいし、剥ぐことのできないところは少し土をかぶせるだけでも全然違うんですね。空間線量は一切関係ないです。土そのものです。残念なことに、子供が遊ぶ場所、公園だったり、例えば……、保育所は今回はかり損ねたんですが、でも、きっと保育所も除染できなかった周りの土はきっと高い値が出るんだろうなと思います。ですから、全部はかってみて、子供はいつだって土いじりが好きですから、いじっていますから、それをただ手を洗って終わりではなくて、一旦はいでしまえばまず当分大丈夫でしょうから、やってみることが必要なんじゃないですか。基準を国や県に任せるのではなくて、柴田町として子供を守るという観点から、きちんと土をはかって、必要な場合は除染する。私は個人的には400ベクレルを超えたら取るべきだと考えています。いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 今、例えばの個人的見解で、例えば400ベクレルといういろいろなお話ありましたけれども、例えば除染をするといった場合についても何らかの必ず基準があるんですね。例えば1万ベクレルなのか、1,000ベクレルなのか、何ベクレルなのか。それがどのような健康に与える影響があるのか。それらも含めまして判断したいというふうに考えておりますので、町の一判断では判断しかねると思います。

○議長（加藤克明君） これにて15番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。（「お世話さまでした」の声あり）

ただいまから休憩いたします。

再開は11時35分とします。

午前11時18分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

10番佐々木守君、質問席において質問してください。

[10番 佐々木 守君 登壇]

○10番（佐々木 守君） 10番佐々木守です。大綱2点質問させていただきます。

土砂災害防止法に基づく災害対策について。

9月定例会議でも質問しましたが、今年は、日本各地で短時間大雨、竜巻等が発生して甚大な災害をこうむりました。平成13年4月の土砂災害防止法の施行に伴い、土砂災害が発生するおそれのある地域についての基礎調査が行われました。宮城県は、柴田町内に土砂災害が発生するおそれのある急傾斜地崩壊危険箇所76カ所、土石流危険溪流64カ所、地すべり危険箇所4カ所、合わせて144カ所があることを公表し、今年の8月25日に説明会を開いて住民に知らせました。町では、その後、県と協議の上、災害対策を公表するとのことでしたが、現在の進捗状況はどうなっているか伺います。

1) 対応策については、県と協議の上公表することになっているが、どこまで進んでいるか。

2) 土砂災害の発生がある急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険溪流、地すべり危険箇所について、ハード面・ソフト面の対応はどうなっているか。

3) 土砂災害警報等のシステムは構築されたのか。

4) 9月定例会議の答弁で、現在設定されている緊急時の避難経路や避難場所等は適当ではないので、今後、検討するとしていたが、どうなったか。

5) 今後のハード面・ソフト面の対応、スケジュールはどうなっているか。

2. 空き家・空き店舗の活用について。

当町も高齢者世帯がふえ、それに伴って子供たちと同居を希望し、空き家となるケースがふえています。また、商店街も後継者問題等で空き店舗がふえています。産業建設常任委員会で和歌山県田辺市の空き店舗活用の取り組みを視察してきましたが、田辺市ではまちの活性化を図り人口減少をとめたいと取り組んでいました。当町では、槻木地区の人口がふえていると聞きます。そうだとすればなおさらのこと、空き家・空き店舗等を活用することにより町の活性化が図られると思いますが、町の考えは。

1) 現在、町が取り組んでいる空き家・空き店舗活用の対応は。また、今後新たな取り組みはあるのか。

2) 商店街活性化の取り組みは。また、補助金等の活用状況は。

3) 田辺市では、リノベーション推進体制としてリノベーション推進協議会を立ち上げた。これは建築士会、宅建協会、南紀みらい株式会社、商工会議所、田辺市の5者で、それぞれの得意分野で相互に協力していく組織である。異業種チームで交流もあり、ネットワークがふえ強化されるメリットもある。空き家・空き店舗が減少し、若年層向けの物件がふえることで、遊休不動産が減少し、大学など他機関との連携といった民間主導の公民連携が強化される。

当町でもこういう組織をつくり、まちづくりに生かしてはどうか。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 佐々木守議員、大綱2点ございました。

まず、土砂災害防止法の関係でございます。5点ほどございます。

1点目、土砂災害防止法に基づく基礎調査説明会は、8月25日、船迫生涯学習センターを会場として開催されました。本年11月8日付で宮城県大河原土木事務所から町に対し、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査結果についての通知がありました。

今後の予定としましては、県から町への意見聞き取りの紹介があり、町では、関係課等からの意見をまとめて県へ報告する予定となっております。これは12月下旬でございます。それを受けて、県では、告示図書整備を行い、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域指定の告示を行い、1月末ごろです。県から町へ告示図書が送られる運びとなっております。これは2月上旬になります。それを受けて、町では警戒避難についての必要な事項について住民に周知してまいります。

2点目、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある箇所では、対策工事というハード対策だけではなく、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限等のソフト対策を行う必要性が強く認識され、土砂災害防止法が施行されたものです。

県内8,482カ所、町内144カ所の多数の危険箇所がありますので、県では、対策工事等のハード対策整備が行われていないのが現状です。基本的に、老人ホーム、診療所等、いわゆる要援護者施設を保全する箇所を優先的に進めておりますが、遅々として進んでいないのが実情であります。そのため、危険箇所周辺にお住まいの方々の生命を守るため、土砂災害防止法に基づ

く基礎調査を進めて土砂災害警戒区域等を明らかにし、それを踏まえて自主防災組織での講演会、訓練等を通じて、避難場所、避難経路、土砂災害警戒情報等の伝達方法を町民に知らせていきます。

ことしの西船迫地区の防災訓練は、実施終了しておりますので、来年の訓練に向けて自主防災組織の皆様と町が一緒になり、避難場所、避難経路、情報等の伝達方法を確認していきたいと考えております。

3点目、町は県を初めとする関係機関と連携して、災害危険箇所の調査や防災パトロールを実施し、その実態把握や対策について協議、検討を行います。知事により指定を受けた警戒区域については、その区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難、救助、その他土砂災害を防止するために必要な警戒・避難体制の整備を図っていきます。土砂災害警戒情報等が発表された場合は、町の災害・防災メールに登録した方にはメールでお知らせします。区長、消防団幹部には防災無線を通じて状況の対策を指示いたします。町では、土砂災害危険箇所の巡回パトロールをし、情報を広報してまいります。

4点目、土砂災害警戒情報が発表されたから、すぐに避難すべきということはありませんが、安全を確保し、いつでも避難できる準備をお願いします。避難勧告・指示が発令された場合は、直ちに船迫小学校地区の住民の皆様には優先開設避難所としての船迫生涯学習センターに避難するよう広報誘導いたします。自主防災組織では、災害発生後の一次避難場所として、近隣の公園、広場、集会所等を決めておりますが、今回の調査結果によりますと、船迫小学校の西側が土砂災害警戒地区の範囲となりますので、災害の状況によっては、優先開設避難所としての船迫生涯学習センターまで避難することもあります。さらに、被災者数及び災害の状況に応じては、船迫中学校、柴田高等学校を随時開設避難所としております。各自主防災組織による日ごろの訓練により、土砂災害警戒地区や土砂災害特別警戒地区を除いた避難経路を確認してもらい、よりよい経路を策定してもらうよう努めてまいります。

5点目、さきの3点で回答いたしましたように、県では、ハード整備について、老人ホーム、診療所等、いわゆる要援護者施設を保全する箇所を優先的に進めており、遅々として進んでいないのが実情であります。このことから、避難箇所周辺の住民の生命を守るため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を行って、土砂災害警戒区域等を明らかにし、調査結果を自主防災組織の講演会、訓練等を通じて、避難場所、避難経路、土砂災害警戒情報等の伝達方法を町民に知らせていきます。ことしの西船迫地区の防災訓練は終了しておりますので、来年の訓練に向けて自主防災組織の皆さんと町が一緒になり、避難場所、避難経路、土砂災害警戒情報等の

伝達方法を確認していきたいと考えております。

2点目、空き家・空き店舗の活用についてでございます。3点ほどございました。

商店街が衰退し、空き家・空き店舗が発生している原因は、全国でほぼ共通しております。外的要因としては、大型店の進出、消費者ニーズや購買方法の多様化などが上げられ、内的要因としては、後継者問題、経営者の高齢化、経営意欲の低下等であります。柴田町においても、商店街において空き店舗や空き地が目につくようになってきています。そこで、町では商工会と連携し、本年度から「空き店舗を活用した企業家支援事業」を実施しています。事業を実施するに当たっては、商工会正副会長、各部会長、青年部、女性部長、専門家の9名による事業委員会と、町内8商店会の代表者及び町職員の9名によるワーキング委員会を組織しました。現在、ワーキング委員会では、商店街の果たす役割の確認と、空き店舗を活用する方策を検討し、商店街の抱える状況を改善することを目指して、調査事業や研修事業、研究事業に取り組んでいます。取り組み結果については、来年3月までに報告書にまとめて今後の事業に反映させていきます。町では、報告書に基づき、活用できる助成制度、先進事例等の情報提供等を行い、商店が意欲とさまざまなネットワークを持ちながら、経営能力が高められるよう支援を行ってまいります。

2点目、町では、商店街活性化の取り組みとして、商工会に対して運営費補助金と活動費補助金を交付し、財政的支援を行うとともに、各種事業において協力体制を築き、商店街のにぎわいの創出につながる事業を展開しています。

具体的には、町内外からの誘客を図るため、柴田ふるさと秋まつり、B級グルメグランプリ、光のページェントなど各種イベントを開催するとともに、各商店会では、町の環境づくりと来訪者へのおもてなしをコンセプトに、駅前や街路に花を植栽する活動を継続的に実施しています。また、槻木地区では、年末年始に商店会にイルミネーションを点灯し、商店街に来るお客様が商店街により親しみを持ってもらえるように取り組んでいます。

改めて、商店街が活性化するためには、商店街の中で商売をしている人が本気で商店街の活性化を意識しているのかどうか。また、地域で暮らす消費者が地元の商店をどう見ているのかといった根本的な問題を解決していかなければならないと考えております。このような構造的な問題があるため、全国で商店街が活性化しているところはわずか1%であるということが言われております。そうした理由から、商店街の活性化は一朝一夕にできることではありませんので、継続的に各商店会の取り組みを支援していく必要があると考えております。その際、商店街への補助金はあくまでも手段の一つにしかすぎませんので、まずは、お店の紹介を幅広く

アピールする取り組みから始めて、次に、町なかに町民や観光客に来てもらえるようなにぎわいづくりを積極的に行い、町なかを回遊する人をふやす以外に商店街を活性化する手だては見つからないと考えております。

3点目、まちづくりとは、そこに暮らしている人たちがみずからの町のよさや魅力を知り、町なかの面白い情報を掘り起こして、それに磨きをかけて国内外に情報発信していく中で、少しでも住みよい町につくりかえていくことだと考えております。まちづくりが成功するかどうかの大きなポイントは、地元にながらやる気があるのかどうかにかかっていると思います。

柴田町はこれまで住民主体のまちづくり、協働によるまちづくりを進め、官民が協力して実行委員会方式でイベント等を実施してきました。おかげさまで、ことしのイベントはどれも成功し、多くのお客様が柴田町に訪れ、高い評価を得ることができました。しかし、残念なことは、こうした実行委員会から、さらに発展し、恒常的なまちづくり協議会として組織化されることがなかったことです。ここに柴田町の現時点での限界があると考えております。

今後さらに地域の資源を活用し地域の発展につなげていくためには、まちづくりに熱い思いを持つメンバーが集まり、自分たちの町は自分たちの力で活性化させ、ビジネスに結びつけていくといった自覚と気概を持った集団の組織化、つまり田辺市のようなまちづくり推進体制の構築が大事だと考えております。その上で、空き店舗を活用して商売したいという意欲のある方々を支援していきたいと考えております。まちづくり推進センターを核として、商工会や観光物産協会、工場等連絡協議会、農業関係団体、さらに大学と連携を図りながら、私としては、まずは、南紀みらい株式会社のような、まちづくりをコーディネートする恒常的な組織の設立ができないものか、そこから始めたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（加藤克明君） ただいまから休憩いたします。

13時から再開します。

午前 1 1時 5 3分 休 憩

午後 1時 0 0分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

佐々木守君、再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） まず最初にお伺いをしたいんですが、土砂災害防止法、これが施行さ

れたのが平成3年という形なんです、これの調査完了するまで12年の歳月を要しているわけですけれども、この歳月が12年もかかったことに対して、どういうふうに町としては考えているのかということが、まず1点と。

それから、この間、8月25日に説明された……

○議長（加藤克明君） 佐々木守君、1点で、1点行ってください。

○10番（佐々木 守君） 関連ですので、1つになりますので、いいですか。

○議長（加藤克明君） 関連……。

○10番（佐々木 守君） じゃあ、まず、それからお伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 今、土砂災害防止法が、佐々木議員さんは平成3年とお話しなんですけれども、平成13年にできたものでございまして、それから12年ほどたっておりますけれども、その間、調査については、町が行うわけではなく、県が行ってきたということでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 失礼しました、13年でした。ごめんなさい。

実は何が言いたいかといいますと、この間、8月25日に県の報告でいろいろ説明があったわけなんですけれども、その際にやっぱり土砂災害が起こる可能性のある危険なという言葉を使っているんですね。私も柴田町にずっと住んでいまして、ここではほとんど災害がないんですね。大きな災害が起きたことがない。過去をたどってみましても、白石川の流れを改修してから以降、水害等が、余り大きな水害というか、人災を伴うような災害が起きていないんですね。そういう中であって、やっぱり災害対策のおくれといいますか、まだ実際に災害は起きないだろうという考えが根底に県もあったのかなと。ここ立て続けに、3.11からことしの台風関係の災害、伊豆大島の災害もそうですけれども、これを見たときに、やっぱり人災が伴ってくると。一瞬にして土石流の場合は人命も、それから財産も失われてしまうということになるわけなんですけれども。私としては、やっぱり住んでいる場所がそういうことに見舞われたことがないので、まだ本当に真剣に危機管理をしようという、対応しようという考えがちょっと薄いのではないかなと、そのように思うんですけれども。町長はその点、どう考えておりますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） これまで河川の整備については国土交通省が中心となって何年に一遍か

の大雨に対応するために順次整備をしてきたと思いますが、最近のやっぱり雨の降り方が異常でございますので、そういった点で、これまでとは違った対応をとらなければならないと。ただし、物理的な土砂災害を全て、柴田町も144カ所ありますけれども、それはやれないということであれば、危険区域を住民に知らせまして、そして早目に対応していただくということも、国のほうで重要な土砂災害防止に役立つという判断に変わってきたんだろうというふうに思っております。

私も大河原土木事務所にて、柴田町の土木職員として検査に回ったことあるんですが、こんなところがということも結構あります。ですから、本来、科学的に調べてあるのかということ、そうでもないんじゃないかなと。私は事務屋なので、はっきりわかりませんが、それをやっぱり具体的に調査し始めたのが、今回の土木の具体的な指定、それに動き出したのではないかなというふうな印象を持っております。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） ありがとうございます。

そこで、質問をまたさせてもらうんですけども、12月の下旬まで、町の方針を県に対して出していくということなんですけれども、ハード面・ソフト面から、どのようなことを県に対して上げていくのか。今計画ができていますのであれば、ちょっとお話をいただきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 本来は、やはり防止、土砂を防ぐ堤防とか、そういうものを、ハード面を充実していただきたいということは十分お話ししたいと思っておりますけれども、県のほうでもハード面が遅々として進まないという状況ですので、町のほうでも、先ほど町長が答弁したように、住民に知らせると。まず、この辺がそういう土砂災害が起きそうだということをもっと知っていただく。その次は、今度は、そうしたらその場合どういうふうに避難をするとか、そういうソフト面を、訓練を通してとか、講演会とかで、町のほうも出向きまして、町だけで決めたルートではなく、その自主防災の方々がふだん通っているところ、でもこちらが危ないとかという部分は、一番わかっていらっしゃると思っておりますので、そういう面をソフト面で努めていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） ハード面・ソフト面の取り組み、8月25日に、住民の皆さん方に対しては対応策を検討して皆様方にお知らせしますということになっているわけなので、やはりど

ここまで進んでいるのかというものも、やっぱり住民の方々にとっても重大関心事だと思うんですね。今、3. 11、東日本大震災の復興・復旧に全力を挙げているので、これからの災害までのところまでは手が回らないよというのはわかるんですけども、そうかといって、やっぱり住民のほうは、もしかしたらあしたにも災害が起きるんじゃないかと、その場合に何の対応もしていないということになれば、本当にこれは大変だなと考えるのがやっぱり普通だと思うんですね。先ほどの町長の回答であれば、2月中旬には打ち合わせをしたと。回答を県からもらえるというような話がされたんですけども、こちらで要請したものを全て回答がいただけるというふうに理解しているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） こちらで全部、ハード面・ソフト面を要望なりはしますけれども、その回答も含めて2月ごろ。でも、先ほどから言っているように、県の方もなかなかハード面が厳しいという話はされておりますので、まず、この前調査しました区域の図面とか、それから地図、そして写真、そういう調査をしましたデータを町のほうにいただけると。それをもって、町のほうでは住民に知らせて、注意とかそういう喚起をいただくようにということで話し合いが今進んでいるところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） そうしますと、2月に回答をもらうという形になれば、当然、いろいろ町で計画したことに対するの予算が必要なんじゃないかと。そうすると、平成26年度に、それに対応した予算を計上するのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 今のお答えで、ちょっと私が説明不足だったのかなと思っておりますけれども、ハードをお願いしても、そのやる、やらないというのは、大体、やれないので頑張ってくださいという、失礼な話なんですけれども、そういうことでハード面はかなり厳しい回答だと思います。そして、ソフト面で、今後うちの町も144カ所のうち、この前で13カ所、その前で19カ所ほどで、まだ三十二、三カ所しか行っておりませんので、あと100カ所以上の地域があります。そういう面も進めたいという部分を要望しておりますので、今回のあちらから来た図書に対して、その分で26年度分の予算に反映するということは、そのPR、皆さんにそういうPRするという部分で行うぐらいで、特にどんとハード面で堤防をつくるとか、そういう面は国の事業でございますので、そういう面ではなく、ハード面のほうの周知のほうの事業でございます。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 5番目に、ハード面・ソフト面の対応、今後のスケジュールはというように質問をさせてもらっているんですけども、町としては、何年間かけてこの事業といいますか、この危険区域に対してのそういったハード面・ソフト面の対策を完了できるのかというようなことを町としてのスケジュールを計画する必要があるんじゃないかと思って質問したんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 本来は、山の土砂災害にかかわる防御をしていただくのは県事業でありますので、県に強く要望していくという事は変わりはありません。町で今やっているのは、小さい、この前の冠水したときのグレーチングを外して水の通りをよくするとか、それから冠水対策をするとか、そういう部分行っておりますけれども、なかなか進まないのが現状でございます。そして、今ご質問のいつごろまでというのが本当になかなか難しいことございまして、県にはハード面を強くお願いはしていくつもりでございますけれども、なかなか進んでいない。

それから、ソフト面につきましては、今回、住民説明会が8月に行われまして、それを今度はいいただきまして、それで西船迫地区については、また機会あるごとに説明をし、行っていきたいと思っております。ちょっと期間については、できれば各自主防災のそういうところを捉えて説明に行きたいと思っておりますけれども、自主防災とかも全住民が出てきていただくわけではありませんので、その辺がちょっと、なるべく多くの方々のいらっしゃるところで説明はしていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） ハード面での土砂が崩れないようにいろいろな工事をするとか何とかというのは、今すぐできることではないとは思いますが。ただ、危険区域として指定したからには、地すべり予防対策のためだけでなく、その地すべりを起こしそうなことを検知する警報機みたいな装置をそこに取りつけるというようなことは考えているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 今、西船迫地区には船迫中学校に野外拡声器がございます。それでまず対応するという事を考えておりまして、それから前回の震災のときもちょっと広報車が回ったけれども、聞こえなかったということがございます。きのうもちょっとお話ししました、町の公用車を更新する場合はスピーカーのある広報車を所有しまして、それを広報になる

べくきめ細かく当たるようにとかそういう部分で、それから対策としてはメール配信、それからやっぱり消防団、それから自主防災、区長さんに無線での連絡と、そういうことで常日ごろから町のほうからもそういう方々とコミュニケーションをよくして、連絡網の確立を図ってきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） スケジュール面でいろいろ考えていたのは、やっぱり1年、2年でできる問題じゃないと思うんですよね。鷺沼の雨水排水路の整備事業も60億かけてやるということが最近決まったばかりなんです。それだけ治水関係に関しては莫大な金がかかるということなんです。そうすると、やっぱり長期的な展望に立って、これから計画を立てて、じゃあ、国に対して、県に対して、どうしていくかということをやっぱり住民に発表していくことが一つの安心感になるのかなと、このように私自身は考えているんですけれども、町としてはどういうふうに考えていますか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 大変ありがとうございます。

町のほうもやはりそういう情報を共通するということが大切なことだと思っております。まず、本当は自分の身は自分で守るということ、自助の部分、そして隣近所の共助、そして最終的に公助が行くまでにはやはり時間がかかりますので、そういうことも含めまして、住民に何回となくというか、いろいろな機会を捉えまして周知に徹底させていきたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 先ほど、広報車で地区に対しての警報といいますか、情報を提供するという話があったんですけれども、きのうもほかの同僚議員から質問が出ていたと思うんですけれども、Jアラートとかそういうものを設置したらどうかと。しかし、それが本当にきちっと稼働するかどうかと。特に住民の方々には、拡声器をつけてくださいとかそういう要望もまた出ているんです。しかし、それが本当に住民の方々が増援する場合の形としてきちっと伝わっていくのかどうかということなんですけれども、その辺の取り組みは今後どうしていくつもりなんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 1つは、放送とか広報車を使ったものと、それから前回もちょっとお話ししました紙ベースで区長さんを通してのお知らせ版、やはり聞いた、聞かないという

こともありますので、紙で、お知らせ版で全戸配布する。最初の回覧では、回覧も見たか、見ないか、ちょっとだけ見て残らないということもありますので、そういう面も十分留意しまして、紙ベースでもお知らせをする。それプラス、やはり情報、いろいろな情報があると思うんですよ。テレビからの情報、ラジオ、そしてメールとか、そういう情報網も住民みずからが受け取っていただく、みずからがそういうことも動きがあって受け取っていただければと思っております。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 確かに自分の命は自分で守るという観点からいけば、やはり自分で対応するのが第一だと思うんですけども、しかし、やっぱり町は町としてそういう対策をきちっと立てた上で、それを住民の方々をお願いするのが筋だと思うんですね。ですから、この間の伊豆大島の土砂災害についても、そういうことはないだろうという、やっぱり油断があったんだと思うんですね。気象庁のほうでは特別警報を出しているにもかかわらず、町から警報を出されたときには災害が起きていた。これは伊豆大島だけじゃなくて、ほかにもそういう状態で、実際に警報は聞いていないとか、町の避難勧告も聞いていないとか、避難勧告を出されたときには既に災害は起きてしまった後だったと、こういうことが今年度あちらこちらで起きているわけですね。その辺に対しての町としての危機管理をどうしていくのかということが、今度、県との対応策についての会合にその計画を提出するのに、やっぱり町としての計画書というものを出していかないといけないと思うんですけども、その辺はどういうふうになっていきますか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 先ほど言われたとおり、町のほうでも警報を出されたときの対応とか、避難する避難勧告、避難指示について、実際町として発令がほとんどないもので、いかがしようかという話は何回となくありまして、それを少し、この前も町長は空振りでもいいと、少し早目に出すのがいいのではないかと。この前の伊豆大島のような大雨になって、暗くなって夜間になってから逃げろと、避難しろと言っても、あの状態ではかえって避難したら二次災害になってしまう。明るいうちの避難指示なり、そういうことで前もって、少し早目でもそういう準備をしていただくように広報もするし、区長さん等にも連絡して早目の対応をするということで、この前では、話し合いの中では確認をしているところでございます。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 避難路についてちょっとお伺いしていきたいと思うんですけども、

やはり土砂災害、これに対しての避難が、どうすればいいかということがまだ決まっていない。要するに、今までの避難経路、避難場所では対応し切れないというところに今来ているんじゃないかと思うんですね。また、調査が全部終わっていないので、それを今すぐ全部つくれというのは無理かと思うんですけども、調査が終わったところぐらいからは、そういう計画が立てられるんじゃないか。あるいはどういうような形にするのかということ、やっぱり住民に知らせていく必要があるんじゃないかなと、このように思っています。

町長のほうからの答弁はあったんですけども、船迫の場合でしたら、中学校に避難するか、そういう話もあったんですけども、危険区域に中学校そのものが入ってしまう。これでは避難場所としては危険な場所に変わっている。やっぱり今までの避難をどうすればいいかということ、これから、こういう危険度が発表されたわけですから、それにどう対応していくかということ、やっぱりきちっと打ち出していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） このたびの調査結果によりまして、船迫小学校の西側の部分が土砂災害の地域ということで、土石流の流れがあるということで区域指定されましたので、今まで三丁目とかの方々が避難訓練していたときはこの道路を通過して船迫小学校に避難の訓練をしていたところがございますので、今回のこの調査結果を受けて、そのところを通らないような経路を、やはり自主防災の方々と一緒に、ここだったらこっちがこう通れるとか、その辺を話し合いをしながら、経路については、そしてそれがこういうところだと1回だけですと決まるものではないと思いますので、そういう訓練も通しながら徐々に改良していきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 今回答いただいたように、やはり各行政区の自主防災班が毎年、年1回は避難訓練しているんですね。こういう危険箇所を出されたということは、その行政区は避難訓練を根本から考え直さなければだめなんですね。そうすると、簡単なことを言うと、26年度の自主防災の避難訓練はどうするのということから始まってくると思うんですよ。そうすると、町から何も回答が出ていないということになると、しょうがないから平成26年も従来どおりの避難訓練をするのかということになると思うんですね。当然、町のいろいろ説明の中でも、やはりその辺を住民がいろいろと心配しているんですね。だから、その辺はいろいろな形で住民に知らせていくということを検討していただきたいと思います。最後の回答で結構ですから、お願いします。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 佐々木議員さんの地元を思う思いと同じように、うちのほうも災害が起きた場合の避難経路とか避難場所について、自主防災の方々とお話ししながら、やはりこちら、町側だけの経路の考えだけでなく、自主防災の方々、地元がわかるその人たちと一緒にになりまして計画、ですから、来年度の訓練に対しては今年度からお話し合い、こういうことがこの調査でありますので、今度につきましてはその経路を見直ししたり、場所の見直しとかそういうことがあると思いますので、うちのほうからも積極的に働きをかけて見直しを一緒に行っていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） ぜひ早目に住民に対して計画を発表できるようにお願いをしたいと思います。

次、2番目に移らせていただきます。

空き家・空き店舗の活用についてということなんですけれども、空き店舗、それから空き家をどういうふうな形にするかということで、我々もいろいろと考えてはいるんですけれども、空き家・空き店舗がふえてくる最大の理由は、年々高齢者がふえていくということなんです。それから、空き店舗の場合ですと、後継者がいないというふうなことが最大の要因になっていると思うんですけれども。特に住宅地に空き家がふえてくるということは、2人で老夫婦が生活ができていた間はそんなに心配はないのかなと思うんですけれども、だんだん1人になった場合に大変だと、子供さんが心配して、そろそろ我々と同居してもいいんじゃないかという考えのもとにやはり移転、転居していくという形になる。そうすると、そこが空き家になるというようなことになってくる。これは避けて通れないと思うんです。そうすると、そのあいた住宅、あるいは店舗、そういうものをこれからどうしていくのかなということを真剣に考える時期に来ているんだと思うんですが、先ほど町長からは答弁はあったんですけれども、今後、これを計画的な形で、まだ今、空き家の件数も空き店舗も柴田町の場合は少ないほうだと思うんです。これがだんだん一つの団地の中で空き家が20%も30%も出てくるというような状態になってから手をつけるよりは、今、その空き家が少ない状態のうちから手を打っていくこと、これが重要ではないかと思うんですけれども、町長の考えをもう一度聞きたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 先ほど、空き家というのは一般住宅の空き家のほうは想定しておりませ

んでして、空き店舗のほうを回答したと思うんですね。やはり、空き店舗、これはなぜ空き店舗になったかということから入らないと、次の人が入っても恐らく商売は成り立たないというふうに思っております。ですから、なぜ空き店舗が発生するかという根本を考えた上で対策を講じないといけないというふうに思っております。一番は、消費がそこに発生していないということではないかなというふうに思っております。本来、商業が発生するというのは市が基本ですね。お互いに市を通じて必要なものを交換するところから市が店舗形態に変わっていったわけですが、その市が実は成り立たないということですね。要するに、必要なものがない、買うものがないということですね。片一方では、ロードサイド店とかスーパーには買い物、必要なものがあると。ここのところを解決していかないと、空き店舗を埋めるだけでは対応できないのではないかと。ですから、柴田町は人をとにかく集める中で市が成り立つようにする。長期的な展望ではありますけれども、そういうことでにぎわいをつくった中で商売が可能になるようにしていかなければならない。

その事例は実はあるんですね。いつもここで話ししている長野県の小布施町が、1万1,000人の町で、その空き店舗を活用して若者たちが喫茶店を開いたり、小さなおしゃれなお店を開いたりする事例がありますので、柴田町はそういう方向を目指して、最終的に空き店舗を埋めるということをしていきたい。

ただ、個別の空き店舗についても商工会と今連携をとって、どうしていくかということは検討しています。そもそもことなんですね、商店街の活性化というものは。本当に商店街というものは、空き店舗は埋める必要があるのかということ、消費者側で、地元の人はその考えないといけない。それから、商売をしている人が、自分のところはいいけれども、商店街のことを本当に思って活動しているのかとか、そこを解決しないと1店舗だけ云々というのは、これは柴田町のことだけではありません。全国的な問題であって、活性化しているのはわずか1%ですので、みんなで本当に考えていかないといけないのではないかなと、そういう時期が来ているのではないかなというふうに思っております。

○議長（加藤克明君）　どうぞ。

○10番（佐々木 守君）　私自身もいろいろなことを考えてみているんですけども、やっぱり町の中が寂しいということになれば、これは何らかの対策を今後真剣に考えていく必要があるんじゃないかなと、このように思っているわけです。だから、まちづくりの一環として、いろいろな形を今まで町としては進めてこられた。特に、同僚議員なんかからもお話があったように、あるいは町長からの回答もあったように、イベント関係、花のまち柴田、これについての

成功例がどんどん出ているわけでございますけれども、確かに非常にイベントがふえ、町なかも結構活性化してはきているのではないかなと思うんですね。それから、それに参加する方々がやっぱり熱気あふれた取り組みをされてこられているというふうには考えるんですけども、ただ、これからもう一つ考えなければならぬのは、本当に商店街の活性化であり、空き家をどうするかというようなことも含めて考えなければだめだというふうには私は考えているわけですね。さくら連絡橋が完成をした場合に、町長は町なかに人々を誘導するんだというようなお話をされています。ですから、移動人口が町の中に入ってくることによって町が活性化していくんだと、こういう考えのもとにいつもお話をされているわけですけども、そうだとするならば、やっぱり町なかもきちっと整備する必要があると、このように私は考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） これまでも実は商店街の活性化とかかわってきた中では、アーケードをつくるというような形が入りましたですね。それから、いろいろな街路にファニチャーとかをつくって、公園的な雰囲気のある商店街づくりもやってきましたけれども、ハード事業はあくまでも手段であって、やはりその舞台で商売する人たちが創意工夫をして消費者を引きつけるというような活動をしないと実は成功しないんですね。今、成功している商店街で、私もいろいろな本を読んでいますけれども、「100店舗の商店街」を読みますと、地域の人たちがやる気を起こして自分たちが創意工夫をして人を呼び込む、立ち上がっているんですね。ご視察された田辺市もそうですね。30代の若い人たちが「あがら☆たなべえ調査隊」というものをつくって自分たちでやっている。行政には頼らないと、出発点はここでないといけないというふうには思っております。

ですから、町並みの形をつくるというのは長期的展望でやりますけれども、そこで、できたからといって必ずしもその商店街が繁栄しているわけではないということですね。全部、白石をごらんになってみたらわかると思います。アーケードをつくっても、アーケードをつくったために逆に衰退ぶりが明らかだということで、形をつくることはあくまでも手段だというふうには思っておりますので。

さくら連絡橋についても、そういうものができたときにみんながやろうとすることです。今動き出しているのは、商工会の青年部の方々がリスクを背負って、B級グルメなんかもやっておりますし、また新たに柴田町に呼び込もうというリスクを背負って陶芸家の方たちが第1回匠まつりをやりましたね。それから、いろいろ批判はあったんですけども、曼珠沙華まつり

をやったら1万1,000人が来たということなので、その花咲山構想を中心にみんなが少しずつやろうと、そういう雰囲気の結果としてどれも大成功におさまっていると。今回の大菊花展も初めて、今まで長年やっているんですが、最高記録を……。ですから、そういう相乗効果で町に人を集める。それは、みんなが考えて知恵を出さないといけない。どうも柴田町はまだ商店街の人たちが、観光まちづくりが遊びだと、そういうふうな認識から抜けないんですね。違うんです。自分たちのいい町をつくることは、逆に人を集めて商売に結びつくんだというところをもっと徹底していく必要があるし、認識してもらい必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 田辺市もアーケード街だけを活性化しようということではなかったんですね。私らも視察をしてきたんですけれども、その中で、やっぱり新しいまちづくり、旧来のアーケード型の商店街だけをつくろうという考え方は全くしていないんですよ。ですから、対策として、何も田辺市の住民だけじゃなくて、よそから来てもここで商売をやりたいというような方々の募集をしているんですね。その場合に町として補助金を出してというようなことをやられているわけですが、柴田町の場合は、商工会議所以外にそういった商店街の活性化のために個別に補助金を出しているというケースはあるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 田辺市の場合なんですけれども、賃貸店舗の家賃の2分の1の補助を1年間限りで月3万円以内というようなことと、開業に当たって必要な改修費用の2分の1、限度額が36万円というような補助制度が田辺市にはあるようでございます。

今現在、柴田町には個別の町の補助はございませんけれども、県の補助で空き店舗有効活用支援事業というような補助制度がございます。これについては3年間の補助がありまして、県が3分の1、それから町が3分の1、これは1年目です。この中で限度額が最高で200万円というような形になっております。町で個別補助をつくるよりもこの県の補助を使ったほうが商店街にとっては有利な補助制度ですので、今のところ、町で補助制度を設けるといような考えは持っておりません。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） そういう補助制度がないのであれば、また別な方法をいろいろ考えるということにすればいいと思うんですけれども。特に町長からの回答の中でも、住宅団地の方々の高齢化、商店が一つもないと、その地区に。だから、日常生活に対して、非常に野菜と

かそういった日常生活をするための品物がない。だから、町が主導した形で商工会あるいは観光物産協会とタイアップしながら、そういった直営店みたいな日常生活に困らないような物品を販売するところがあってもいいんじゃないかと思うんですけれども、町全体を考えた場合に、そういうところに何か所かそういう直売所みたいなものを設けるという考え方はないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 直売店というようなことでございますけれども、今現在、ことしからなんですけれども、「空き店舗を活用した企業家支援事業」というような取り組みを新たに始めております。この中では、にぎわいのある商店街づくりのために、停滞の要因であります空き店舗を有効に活用するための方策を検討するような組織でございますので、この企業家支援事業の中で、そういう直営店が必要なかどうかについても検討して協議してまいりたいと思います。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○10番（佐々木 守君） やっぱり年々観光客が柴田町にもふえてきているという形になっていきますよね。さくら連絡橋が完成した場合に、本当に回遊路での町なかへ誘導する、お客さんを。そういう計画を立てている中では、やはり今から開業までの間に真剣に計画を立てる必要があるんじゃないかと。町の中が全部シャッター通りじゃどうしようもないと思うんですね。ですから、そういう新しく商売をやりたいという方を募って、田辺市だけじゃないですけれども、じゃあ、町の中を活性化させるためにどうするんだと、その対策はどうしていくというのは、どこの町でも今考えていると思うんですよね。ですから、一、二年でできることではないので、長期的なものにならざるを得ないんですね。そうすると、じゃあ、こういう計画を何年かけてやるというような基礎的計画だけでも今発表しておかないといけないんじゃないかと、このように思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 田辺市のようなリノベーション推進協議会、こういうような組織については必要だということで受けとめております。企業家支援事業を今年度始めたところですので、そういう中で検討していくということと、それから南紀みらい株式会社、そのような組織の立ち上げができないかということについても、企業家支援事業の中で検討していきたいということで考えております。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 今回のさくら連絡橋は回遊性ということ、国が回遊性を保つことによって人が集まると、そういうところでお金を半分以上、元気交付金もつきましたので、実質は柴田町は35%でよくなったんですが。このように、町のにぎわいづくりには回遊性が必要だということであれば、形ができてはなかなか、情報をアピールして人を集める工夫、次の段階としてはやっていかなければならない。そのためには、例えばウォーキング団体と連携をとって、第1回のウォーキング大会を開催するというようなイベントを企画していくとか。それと、そういう歩く団体に対する情報の提供、これはマスコミを使ったり、それから今私たちが観光で思ったのは、我々の創意工夫では余り、一生懸命やっているんですが、アピール力が足りない。やっぱり専門的な、今回はユーメディアさんに指導をいただいているんですが、全然違うんですね。ですから、そういうところも活用して、情報発進力をつけていかなければならないというようなことも考えております。

それからもう一つは、役場の職員も頑張っているんですけども、全体をコーディネートするタウンマネジャー、田辺市のように、それは南紀まちづくり株式会社、そういうタウンマネジャーみたいな人がやはりお金をかけてでもいないと、ブラッシュアップしないのかなというふうに思っております。観光地指定が一番遅い柴田町でございますので、通年人を集めるというのは相当難しいと。おかげさまで今のところは順調にっていますけれども、同じやり方では必ずお客様は、専門家は申しわけないですが、2割下がるということなので、2割を下げないような工夫、プラス、伸ばす工夫、これをやっていかなければならない。そのためには平成27年度に向けまして、いろいろなハード事業も整備しなければならないし、それから問題はソフト事業、企画ですね。仕掛け、こういうこともそろそろやって、人を集める工夫をどうやっていくか。先ほど言ったいろいろな団体等、大学等を含めて、もう一度プロジェクトチームを組んで備えていきたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 企業家支援事業、ワーク委員会が発足したということなので、今後、期待をさせていただきたいなど、このように思いますけれども。

今、せっかく田辺市視察研修をさせていただいたので、その一部をちょっと紹介させていただいて、こういう提案もあるんだよということをお話をさせていただきたいと思います。

田辺市では、リノベーション推進体制として、リノベーション推進協議会を立ち上げた。これは建築士会、宅建協会、南紀みらい株式会社、商工会議所、田辺市の5者でそれぞれの得意分野で相互に協力していく組織がある。異業種チームで交流もあり、ネットワークがふえ強化

されるメリットもある。空き家・空き店舗が減少し、若年層向けの物件がふえることで、遊休不動産が減少し、大学など他機関との連携といった民間主導の公民連携が強化される。

当町でもこういう組織づくりを行い、まちづくりに生かしていくことを提案をさせていただいて、私の質問を終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これにて10番佐々木守君の一般質問を終結いたします。

次に、2番桜場政行君、質問席において質問してください。

〔2番 桜場政行君 登壇〕

○2番（桜場政行君） 2番桜場政行、大綱1問を質問いたします。

地域包括支援センターの基盤強化をどう考えているのか。

日本は、諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行しています。65歳以上の人口は、現在3,000万人を超えており、2042年の約3,900万人でピークを迎え、その後も75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されています。

このような状況の中、団塊の世代（約800万人）が75歳以上となる2025年以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。このため、厚生労働省においては、2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的で、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。

地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防に必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケアシステム実現に向けた中核的な機関として町から委託を受けて2カ所設置しています。

柴田町も高齢者約9,000人で、毎年ふえ続けています。今後ますます重要となる地域包括支援センターの一日も早い基盤強化をどう考えているのか伺います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 桜場政行議員、大綱1点ございました。地域包括支援センターの関係でございます。

本町の地域包括支援センターの運営につきましては、常磐福祉会に委託している槻木中学校校区を担当する槻木地域包括支援センターと、社会福祉協議会に委託している船岡・船迫中学校校区を担当する柴田町地域包括支援センターの2つでございます。地域包括支援センターの業務

としては、介護予防マネジメント業務、総合相談支援業務、虐待対応や成年後見人制度の権利擁護業務、包括的・継続的なケアマネジメント業務、介護予防普及啓発事業、介護家族支援など多岐にわたっています。さらに、柴田町地域包括支援センターは、主幹センターとして包括的な業務の地域包括ケアネットワークや認知サポーター、各種介護予防団体の指導、ランチを楽しむ会、介護保険出前講座などを掌握しております。

また、近年の包括支援センターの総合相談の対応件数は平成23年度で3,110件、平成24年度3,693件、今年度10月末時点でも2,532件と、年々増加しており、地域包括支援センターを委託してからはその件数も大幅に上昇しており、相談件数の増加とともに複雑で困難な事例も多くなってきております。

町としては、今後の地域包括支援センターの運営について、処遇困難事例への対応や介護予防事業の強化並びに改正介護保険法に伴う要支援認定者の地域支援事業への移行などがあることから、現体制のまま運営することは大変厳しくなってくるものと認識しております。そのため地域包括支援センターの体制強化が必要と考えており、今後の介護保険法の改正に合わせて、地域に利用しやすい地域包括支援センターとして、人員体制などを検討し、必要に応じて体制の強化を図りたいと考えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 桜場政行君、再質問ありますか。どうぞ。

○2番（桜場政行君） このたび、地域包括支援センターの質問をするに当たって、包括支援センターとか、民生委員の方または社会福祉協議会の職員なんかにもいろいろなお話を聞きました。再質問をする前に、そこで驚いたことは、この地域包括支援センター、福祉課と連携をとりながらしっかりやっているなという感想が一つあります。

今、町長の答弁を聞いて、まさしくそのとおりの答えだと思います。それを前提に、改めてご質問を申し上げます。改めて地域包括支援センターの委託の経過と現在の状況をちょっとお知らせください。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

地域包括支援センターについては、平成18年度の第3期介護保険事業計画から包括的ケア制度として始まったものでございまして、当初、福祉課内組織としての包括支援班直営で平成18年から21年まで運営してまいりました。その後、22年から社会福祉協議会に柴田町全域を対象とした委託を行っております。そのときの職員体制、6人で運営を行っているところです。平成23年から槻木の地域包括支援センター、第二常盤園内に設置しまして、計2カ所、柴田町地

域包括支援センターと槻木地域包括支援センター、合わせると9人のマンパワー体制というふうになっております。平成24年度から、いろいろ困難事例等、業務量もふえてきていましたので、柴田町地域包括支援センターに1人の増員を図って、現在6人と4人、合わせて10名のマンパワーで運営しているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（桜場政行君） ことし1名の増員ということがありましたけれども、その方はことし新たに職員に採用した方ですか。それとも、もともと船岡の地域包括支援センターにおられた緊急雇用か嘱託の方なのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 新たにケアマネの方を採用といたしますか、増員を図ったということでございます。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。

○2番（桜場政行君） じゃあ、改めて、先ほど私お話し申し上げましたけれども、地域包括支援センターと町の連絡体系、これはどのような形になっているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 議員おっしゃるとおり、連携に基づいて対応しているというところでございます。この2つ、地域包括支援センターございまして、月に1回、包括連絡会を実施しております。そのときに運営状況、また年々ふえてきております処遇困難事例、それらの報告を受け、また対応の協議をしているところでございます。また、月1回のみならず、常に町と包括支援センターが連携を密にして、いろいろ発生する諸問題等に対して対応しているという状況でございます。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。どうぞ。

○2番（桜場政行君） 地域包括支援センターが本当に100%活動ができるのに大切なのは、ネットワークの構築だと考えております。いろいろ調べましたら、やはり柴田町は平成24年から柴田町地域包括ケアネットワーク連絡会というものをしっかりつくって動いているとお話を聞きました。その辺のちょっと内容をお聞かせ願えればと思います。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 地域包括ケアを進めていくためには、関係機関のネットワークが大変重要でございます。そのまとめ役といたしますか、コーディネートを柴田町の地域包括支援センターが担っております。柴田町の高齢者がいろいろ高齢者の福祉サービスを受ける関係機関

ということで、民生委員、またサービスの事業所等々、いろいろ多様多種にわたるんですが、柴田町のみならず、近隣市町からも、柴田町の高齢者がそのサービスの対象となっているところにも声がけしまして、100近い機関のネットワークというものを組織してまして、いろいろ研修会を催したりしております。そういうことによつてのマンパワーの質の向上、スキルアップ等を図っているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） 今、課長が答弁なされましたけれども、確かに、私も調べたら、内容として、ネットワークの代表者会議を3回とか、ネットワーク全体会議3回、これは152名の参加とか、ネットワーク研修会2回、142名、ケアマネジャーの情報交換会4回で145名、事例の検討会4回とか、民生委員、児童委員協議会の参加講座5回、自主研修会6団体とかという形になっていて、これはとても、これからの包括支援センターに対して本当に大切なことだと思います。先駆けてやっていた柴田町もすごくすばらしいと思いますし、この会はしっかりと続けて、本当にケアシステムの形を恐らくきわめる大事なものだと思いますので、しっかりやってほしいと思います。

地域包括支援センターで、包括的な支援事業ということで、一番、お話を聞いたら、大変な仕事というのはやっぱり総合相談事業、それと権利擁護とか高齢者虐待対応というものが、恐らく大変な今ご苦労なさっている仕事の内容だと思います。ちょっとお伺いしたいんですけども、ひとり暮らしの処遇困難事例、私も結構聞いてきました。聞いて大変驚きもしましたし、こんなことまでやっていたのかということをおも知っているんですけども、課長のほうからも具体的にこんなことでこんな対応をしているんだよということをお聞かせ願えればと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、困難事例、ふえてきております。その中であつて、いわゆる認知症的な、認知症の方もおりますし、そういう方の対応というものが非常に困難事例としての課題となっております。ご指摘のひとり暮らしの認知症の例でございますが、こういうこともあるんだということでちょっとお話し申し上げたいと思います。

ひとり暮らしの認知症の高齢者が、本人が認知症であることを理解していない。そこが1つ大きな問題となるんですが。そのために介護サービスの利用を拒む。また、施設利用の相談が困難。そして、親族がいない、また協力が得られない。そういう状況下で介護保険の介護認定

まで至っていない。そういうことで、地域包括支援センターの職員がそのひとり暮らしの認知症の高齢者の方と親密な関係といいますか、相談を受けられるような状況まで信頼関係を構築するというのが1つ悩ましいといいますか、時間のかかることでございまして、その上で介護保険、またその他のサービスなり生活改善のほうにつなげていくというふうな苦労が、一つのパターンということでなくて、いろいろな個々のケースによっていろいろな状況が発生しますし、課題も多種多様ということで、現場の職員は苦労しているという状況でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（桜場政行君） 今回、包括に関して質問するに当たり、やはり包括の職員の方たちがどんなことをやっているか。これを例えば同僚議員にも知っている議員の方もたくさんおられると思いますが、地域包括支援センターに行ったら、なかなかちょっと議員さん、現場に来てもらえないというお話を聞いて、ぜひ、我々がやっているお仕事、具体的な話も議員を含めてお聞かせ願えればと思いますので、もうちょっとほかにございませんか。課長から言えなかったら、私から言っても構いませんけれども、課長のほうから言っていたら。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） いろいろなケースがあるということをお話ししているんですが、いろいろございます。例えば銀行から問い合わせがあって、高齢者の方が週単位で通帳の再発行に窓口に見えられる。そのときは銀行に同行していろいろお手伝いをする。それから電話料、水道料、電気代、そういうものが未払い、そのため停止、解除となって、衛生上問題があったり、非常に困っている状態になる。それから、病院、健康を害して病院に行くときの、誰も行ってくれる人がいない、そういうことでの同行通院、また救急車を呼んだときに、救急車に同乗する方もいないということでの同乗や同行、また、入院中の身の回りの管理、入院中の自宅の郵便物の管理、退院・転院の段取りなどなど、非常に悩ましいことが結構いっぱい起こっております。認知症の高齢者の介護サービスの利用調整を図る上で、認知症の初期の段階から対応が必要ということで、要支援の介護度の進行によっては地域包括支援センターの業務外のようなことも対応しなければならぬというところが実情といいますか、ご苦労なさっているというところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（桜場政行君） 今、課長がおっしゃられたとおりに、本来の地域包括支援でない仕事まで地域包括支援センターのほうで何かやっているようなお話ありますよね。今回、いろいろなお話を聞いた段階で、最後にちょっと提案として3つ、4つぐらい言わせてもらおうんですけど

も、そこも一つなんですよね。何かすき間産業と言われている、この仕事は一体誰なのということも誰もいない。町がやらない。社会福祉協議会がやらない。どこがやるのというと、何か地域包括支援センターに回るというような話を聞きました。それも最後のほうにちょっと提案させてもらいますけれども、まだまだ例を出してほしいです。

例えば、では次に、高齢者だけの世帯で、配偶者のどちらかが認知症の場合は、どのような事例がございますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 高齢者夫婦の世帯で、旦那さんでも、奥さんでも、片方が認知症の場合が問題なるのかなというふうに思います。認知症になられた方がいろいろ生活のことやら何やら、今までの健常でない状態のことが起こる。そういうときに認知症でない方が、旦那さん、奥さん、どちらかが考えられるわけですがけれども、今までの健常の状態にないことが起こることによってイライラし、それが虐待というふうなことにもなるということも、課題といえますか、一つの悲劇といえますか、そういうことが起こり得ているのが現状だということでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） 今、高齢者の虐待ということまでなってくるというようなお話、答弁をいただきました。実際、高齢者の虐待の対応事例、お話ししていただければと思いますけれども、何かございますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 高齢者の虐待対応でございますが、これは平成24年度の数字なんですけれども、相談件数16件あった中で、虐待と判断されたものが6件、その1件が緊急保護、また3人が一次避難、経過観察が2人というふうな対応状況です。虐待と判断されたうちの支援としては、同居家族への支援とか、被虐待者への経過支援等々が重複するんですけれども、別居家族の支援依頼が、これは2人、等がございまして、そういうものの支援を図っているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） ただいま高齢者の虐待のお話をさせていただきましたが、例えば地域包括支援センターの職員として、警察ないしどこかからの虐待を行っているという連絡が入ったとすると、当然、役場の福祉課の方と地域包括支援センターの方たちが一緒に状況確認を恐らくすると思うんです。例えば高齢者同士なので、少し落ちついたら、役場の職員も地域包括支援

センターの人たちも恐らく一度帰宅する。でも、その後のその夫婦の、虐待をしている高齢者の夫婦の虐待のフォローはどなたがやっていますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 虐待の解決手段としては、一時保護して分離して図るとか、他の親族に入ってもらうとか、いろいろ方法的にはあるんですが、一時的にその場が解決したにしても、継続的にまた再発、継続的に起こり得る可能性もございます。その状況を見ながら分離して施設的なものという考え方もございますし、認知の程度にもよりますし、いろいろなケースがあるわけなんですけれども、あとは経過観察ということで地域包括支援センターなり、定期的に訪問し経過観察をしていくのが実態かなというふうに思っています。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） 今の課長の答弁で半ばよろしいと思います。お金がない夫婦で65歳以上の高齢者の虐待の場合は、基本的には婦人保健所にもなかなか入れないということがある。そうすると、やはり先ほど課長が言ったとおりに、確認後のフォローはしっかり経過確認ということで、これも基本的には地域包括支援センターの仕事というように、本当に例を出すと数多くの大変な、我々が言うすき間の仕事をやっている現状を私もはっきり言ってびっくりするくらいでございました。

ここで、権利擁護ということをちょっと考えますと、成年後見人制度という形があるんです。ちょっと役場のほうもちょっとそれらしいものが動いているみたいなお話を聞いたので、ちょっと質問をしたいと思いますが、家族の支援が受けられないひとり暮らしの高齢者には成年後見人制度を利用し高齢者の財産や権利を守るべきと思いますが、その辺は役場のほうとしてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 成年後見制度でございますが、これは介護保険制度の開始に伴って、福祉サービスがいわゆる今までの措置から契約に変わってまいりました。そうしますと、契約する上で契約の能力の問題がございます。そういうことで、従来、平成12年から民法改正が行われまして成年後見制度が導入されてきたという経過がございます。本来、成年後見制度、本人が判断能力がない状態ですと成年後見制度になりますし、本人がまだ判断能力がある場合、将来のために備えておくというのが任意後見制度でございますが、成年後見制度については、ご本人が判断能力がない、本来、親族なり、家族なりが、身内の方が申し立てを行って後見人を選定していくという段取りになるわけですが、中にはひとり暮らしの身寄りのない後

見人の申し立てをする方がいないという場合については、町が、町長が申立人として裁判所のほうに申し立てするという制度もございます。その費用が経済的にないという場合については、町が予算措置をしてその費用負担を行っていくというふうなシステム、そういうふうになっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） それでは、今までに町が成年後見人を申し立てしたことはございますか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 高齢者の方についてはございません。障がい者で過去に1件ございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（桜場政行君） 成年後見人になる資格者はどのような方になりますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 親族の方が申し立てして、親族の方が成年後見人になるということ、裁判所が決定すればそのとおりになるわけですが、なかなか成年後見人の適当な方が見つからないということも事実でございまして、町で申し立てする場合は候補者が空欄の状態で申請することになるわけですが、裁判所では、社会福祉士とか、司法書士とか、そういう方の中から選任していく。町としては、後見人が見つからないという一つの課題、問題とも聞いていますので、法人の後見人ということも必要かなというふうに、そういう時期に来ているのかなというふうには思っているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（桜場政行君） 法人後見といいますと、これはちょっと、後ほど改めてちょっと質問をさせていただきます。やはり、町の成年後見人制度よりは、町のどこかが、町というか、役場という意味じゃないですよ。町のどこかの主たるものがやっぱり法人後見をやるべきではないかと、私もそのように考えていますので、改めてそれは質問を後ほどさせていただきます。

それでは、処遇困難な事例が多くなってきているというお話を先ほどから聞いています。地域包括支援センターの業務の遂行は大変になってきていると思われませんが、町としてはこれからどのような対応をしていくお考えでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 地域包括支援センターのありようについては、先ほどの設置経過で

も申し上げましたとおり、町直営から町社会福祉協議会への委託、そしてまた槻木では常盤福祉会への委託ということで、マンパワーもその都度充実してきております。ということは、それだけ地域包括支援センターの業務がふえて、また多様化して困難になってきているという状況で、そういう体制整備を図ってきているところでございます。今後についても、業務量の状況を見ながら体制強化ということも考えていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（桜場政行君） ちょっともう一步踏み込んだご答弁をお聞きしたいので、質問のやり方を変えたいと思います。

厚生労働省介護保険部会の審議により、要支援の介護予防サービスが地域支援事業に移行し、町独自の介護サービスとして地域包括支援センターを主体とした業務が展開される見通しになってきていると思われま。これまで、ちょっと今までの質問の経過から、地域包括支援センターの業務量がさらに多くなることが予想されますが、町としては、地域包括支援センターの今後の運営をどのようにお考えでありますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 議員ご指摘のとおり、これからの介護保険の改正に伴って、要支援の対象とした介護予防事業が市町村事業に移行してくるということもございます。そのことによつてのいわゆる地域包括ケアといひますか、今まで有資格のマンパワーで行われてきたものが、介護ボランティアなり、NPOなりの力をかりながら支え合つていくというふうな形に今後進まざるを得ないのかなというふうにも思ひます。そうなつてきますと、そういう状況の中で、いわゆるコーディネート、調整役、この役割というものが地域包括支援センターとしてふえてくるものであろうと。また、これまでの相談業務、また権利擁護業務等々も複雑多様化して業務量も発生してきておりますので、今後はその状況を見ながら体制強化というものを図つていかななくてはならない。体制強化の基本的な考え方としては、マンパワーなり、またハード的に整備が必要なのかどうか、現在の利用、相談業務の形態を見ますと、訪問なり、電話なりが8割、9割なんです。来所して直接地域包括支援センターに見えられる方が10割ということですので、例えばサブセンターとかブランチという考え方もあるんですが、そういう相談業務の形態というものを見ながら体制強化というものも検討していきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（桜場政行君） ごめんなさい。ちょっと聞き逃したんですけれども、10割という言葉

使いましたよね。10割ということは……、ちょっとそこをもう一度言ってもらってよろしいですか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 来所による相談が10%です。失礼しました。表現間違いました。大体9割の方が電話とか訪問ということで、直接地域包括支援センターに見えられる方が1割、10%。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） 一度か二度ぐらい、町長が地域包括支援センターのことに對して、我々議員に對して全協か何かで説明あったと思うんですけども、やっぱり中学校単位で、地域包括支援センターも柴田町には3つ必要じゃないかという話を聞いたことがあります。船岡地区にないということで、ちょっとサブセンターというお言葉を、町長がちょっとそういうお話をした記憶がございます。今ちょっと質問して、そういうお言葉が出るのかと思ったら、ちょっと出なかったの、それに対して何か言ってもらえますか、どういう方向で進んでいるのか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 先ほどの答弁でも、相談の形態のありようが、来所される方が1割、10%の方なものですから、場所の設定というよりも、マンパワーの充実というものも一つ検討材料というふうには考えております。ただ、ランチとか、サブセンターとか、そういうことも含めて、今第5期の介護保険事業計画なんですけど、第6期が平成27年からスタートします。そのための計画作成は平成26年度に行います。その平成26年度の計画策定の中で、包括支援センターの体制強化の具体策について計画の中で盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） なかなか町の事情があつて、なかなか答えられないのかなとは思いますが、私がちょっといろいろお話を聞いている中では、実際に町の考え方、これから恐らく考えていくのでしょうかけれども、私は実際、組織運営から一つの地域包括支援センター、要するに今の船岡にある地域包括支援センターを主体として、そこに増員を図って、船岡地区にふえた増員の方を相談なりそういう形にやったほうが無駄なく運営ができ、困難な事例にも多く対応できると私はそう思っているんです。ただ、今の課長の答弁を聞くと、なかなかお答えができないようなので、今のところ、私はそういう考えでおります。

恐らく、町の考え方としては、独立した地域包括支援センターをつくるとか、先ほど言いましたサブセンターをつくるとか、ランチをつくるとか、最後の私が今言った地域包括支援センターの増員による、そして船岡のほうをカバーすると、恐らくその4つの中から恐らくお考えだと思いますが、その辺、ちょっとしっかりとつくる前に、やっぱり現職の地域包括支援センターの職員の人たちにも話を聞いた上、そういった結論を出してもらえるようお願いを申し上げてよろしいですか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長、どうぞ。

○福祉課長（駒板公一君） 今議員ご指摘のいろいろな方法論、それについては現場の声等も聞きながら、次の介護保険事業計画のほうに盛り込めるよう準備していきたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（桜場政行君） 先ほど言いました、今回、地域包括支援センターのことをいろいろ調べさせてもらって私がちょっと思ったこと、恐らく今すぐには、とてもじゃないけれども、できないこと。また、やっぱりいずれはこうした形にしたほうが良いようなことをちょっと言わせてください。

1つは、先ほど言いましたように一番の職員の増員ということで、サブセンターじゃなくてやっぱり船岡地区に残した増員、ふやして、そういう形で地域包括支援の活動をしていく。

それから、柴田の社会福祉協議会に法人後見をやっていただきたいと思うんです。県社会福祉協議会からの委託で「まもり一ぶ」などを社会福祉協議会はしっかり、データを見ると何人かそういう契約をしています。ただ、「まもり一ぶ」と法人後見というのは、やっぱり「まもり一ぶ」はサインとかできない、そして死んだ後のお金の処理とかができないと、これは恐らくこれは「まもり一ぶ」を使えないので、ぜひとも、今後、本当に高齢者がどんどんふえて、認知症だ、それからひとりの老人とかということで、いずれ法人後見をとらなければならないことにもなりますので、ぜひとも社会福祉協議会さん、もともと柴田町社会福祉協議会というのは法人後見をとっていたところでございます。活動内容を見ると、まだ法人後見というもの、その言葉は決して抜いているわけじゃないんです。まだあるんですね。ということなので、いずれはやっぱり成年後見人よりは社会福祉協議会のほうで法人後見をとっていただきたいというふうに思いますが、まずはこの辺でちょっと課長の答弁をちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 法人後見の利点としましては、個人が選任されるのではなく、組織として選任されるものですから、連携共同による組織力が発揮できるということ。それから、個人と違って病気や死亡による新たな申し立ての必要がない。それから、組織であることから管理監督ができるというような利点がございます。仙南でも、川崎、丸森が法人後見を実施している社会福祉協議会でございますので、柴田町社会福祉協議会さんをご検討いただければというふうにお話を申し上げたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） ぜひとも社会福祉協議会さんに法人後見をとっていただけるようお願いを本当に申し上げたいと思います。

再び、また柴田町社会福祉協議会さんにちょっとお願いがあったんです。先ほど、柴田町社会福祉協議会さんに困り事の部署を設置してほしい。先ほど私が言いましたすき間産業と言われる、どこが担当部署かあやふやな困難事例を扱っていただきたいんです。特に65歳未満でひとり住まいの人、また引きこもり、生活困窮者の人を担当してもらってほしいと考えています。今現在、そういった困り事は担当外の地域包括支援センターの方たちが動いているように思われてならないんです。地域包括支援センターは、やっぱりそういう困り事部署がありましたら、地域包括支援センターの本来の仕事が十二分にできる体制が整うのではないかと私は考えているんですけども、その点いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） いわゆる社会のはざまといいますか、いろいろな中で困難な生活を送ってられる方の支援を行う場がないといいますか、今、地域包括支援センターが高齢者の対象とした部門については担っていただいているわけなんです、それについては町の福祉課なり、社会福祉協議会なり、また地域包括支援センターなりで現在いろいろ対応しているというのが現状でございます。どこの部署が、どこのセクションがその部門を担うかということについてはなかなか、では社会福祉協議会さんお願いしますというわけにもいかないことです。社会福祉協議会の業務担当、私のほうではないと言われることもございますので、そこら辺の調整、私ども福祉課が中心になって、いろいろなケースが考えられると思うんですが、そこら辺の意見交換なり情報交換は今後していきたいというふうに思います。今、差し当たって、どこが担うとかというのはちょっと時間をかしていただきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） やっぱり、すぐにできることではないので、ただ、そういった困り事の

部署がどこかということがはっきりすれば、本当に地域包括支援センターの方たちも本当に楽なのかなど。もちろん福祉課の職員の方たちもそれで助かると思いますので、ぜひ、そういう方向で動いてほしいと思います。

最後になるんですけれども、結構、地域包括支援センターの方たちのお話を聞くと、町営住宅に、身寄りがない人、そして認知症とかそういう人たちが結構入居しているという話を聞きました。基本的にそういう連絡網は民生委員の方たちとか、それから自分で連絡する人もいるんでしょうけれども、例えば一つの案として、なかなか難しいことかと思えますけれども、例えばそういう人たちを、ちょっと町営住宅に入居をさせる方向。要するに自宅を持っている人はまた別、財産を持っている人は別だと思えますけれども、ある程度の収入があって身寄りのない方とか、それは2人でも1人でもよろしいです。そういう形をとって、そこに、夢の世界かもしれません。相談所というか、今仮説住宅にいる生活指導員を置いてみたら、その周辺の民生委員さん、そして地域包括支援センターの方たちも割と楽に動けるのかなど。今回、地域包括支援センターをちょっと調べさせてもらって、そういう方法も、町営住宅に入居するには2人以上の保証人が必要だとか、その他の条件もあるでしょうけれども、その辺をちょっと条例の改正もしくは緩和をさせて、そういう人たち、心配な方たちいますよね。そういう方たちをちょっと町営住宅に集めて、生活員をそこにちょっと置いてみたら、もしかすると今後の地域包括支援センターに関してはもっとスムーズに活動をしていけるのではないかと、これはお願いします。

○議長（加藤克明君） よろしいですね。

○2番（桜場政行君） 私は柴田町が地域包括支援の先進地として本当に素晴らしい町だと言えるように、これからも福祉課、そして職員の皆さん、町長初め頑張ってくださいたいと、そのように感じました。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（加藤克明君） これにて2番桜場政行君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

再開14時50分とします。

午後2時34分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

9番安部俊三君、質問席において質問してください。

〔9番 安部俊三君 登壇〕

○9番（安部俊三君） 9番安部俊三です。大綱1問、質問いたします。

全国学力・学習状況調査の公表に対する対応について。

全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）について、文部科学省が来年度から都道府県教育委員会による区市町村別や学校別の成績公表を認める方針を決めたことが、11月21日にわかり新聞などで報道されました。区市町村教育委員会の同意を条件として、文部科学省は11月中にも学力テストの実施要領を見直し、都道府県教育委員会などに通知するということでもあります。

現行の実施要領では、都道府県教育委員会による区市町村や学校別の成績の公表を禁じていました。公表に至ったことの原因を要約すると、1つは、自治体から一定の公表についての要望があることから、文部科学省は来年度から区市町村教育委員会の判断で学校別成績の公表を可能にする方針へと転換を固めたこと。2つ目は、都道府県教育委員会についても、区市町村教育委員会に指導や助言を行う立場にあることから、区市町村や学校ごとの成績を公表すべきと判断したことが主な理由としております。

ただ、結果の公表が地域の序列化につながらないように、数値だけを公表するのではなく、結果の分析や改善策を示すことなども実施要領に明記する考えということでもあります。

このことに関し、学校別の公表の是非などを検討する文部科学省の専門会議は、公表を認める条件として、1つとして、教育委員会が発表方法や内容を各学校と相談し、学校側の判断・意見を尊重する。2つ目として、学校側の課題などのデータや支援策なども同時に示すなどを実施要領に明示するよう求めています。

いずれにしても、公表することに関しては慎重な対応が求められることとなります。そこで、全国学力・学習状況調査の公表に対する今後の対応と、学力向上にどのような考えを持っているかを含めてお伺いします。

1) 全国学力・学習状況調査の果たす役割をどう捉えているのか。また、これまでどのように学力向上に生かしてきたのか。

2) 来年度の全国学力・学習状況調査実施要領の通知は既に来ているのか。

3) 全国学力・学習状況調査の公表に対し、本町としてどう対応していくのか。

4) 子供たちの学習意欲をかき立てるためには、授業のあり方を追求、確立することが重要

であり、教員の指導力強化につなげる研修の一層の充実などが欠かせないと思いますが、どのような考えを持っているのか。

以上お伺いいたします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） 全国学力・学習状況調査の公表に対する対応についてお答えします。

1点目、全国学力・学習状況調査の果たす役割をどう捉えているか。また、これまでどのように学力向上に生かしてきたのかについてですが、全国学力・学習状況調査の果たす役割については、文部科学省の実施要領では、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるとしております。町内各小中学校でも調査結果を分析し、課題を明確にして具体的な指導対策を立てて学力向上を目指しております。例えば説明文の平均正答率を全国平均以上にする。あるいは読む観点での平均正答率を全国平均正答率のプラス2%以上にする。

1人当たりの平均読書量を年間50冊以上にするなど、成果目標や、それから指導対策を立てて授業改善や児童生徒の学習習慣形成を図り、学力向上に生かしております。

2点目、来年度の全国学力・学習状況調査実施要領の通知は既に来ているのかについてですが、通知は平成25年12月4日付、宮城県総合教育センター所長発の号外文書で届きました。実施要領については、文部科学省ホームページに11月29日付で掲載されていまして、承知しておりました。

3点目、全国学力・学習状況調査の公表に対し、本町としてどう対応していくのかについてですが、今年度の結果公表については、これまでどおり平均正答率の数値でなく、全国や県の平均正答率を上回っている、下回っているといった表現で町内小中学校の学力の程度がわかるような説明をしたいと考えています。来年度の調査結果の公表については、今後、教育委員会議で検討したいと考えますが、現在、文部科学省の中央教育審議会では、教育委員会制度の抜本改革が審議され、地方の教育行政の執行権を教育委員会から首長に移す案が検討され、来年の通常国会に関係法案を提出するようですので、学力調査の結果公表は首長判断となる可能性もありますので、その推移を見守りたいと思っております。

4点目、教員の指導力向上に向けた研修の一層の充実については、教育委員会主催の教員対象の講演会や研修会の開催、児童生徒対象の学習会の開催などを行い、教員の指導力向上と児童生徒の学力向上を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 安部俊三君、再質問ありますか。どうぞ。

○9番（安部俊三君） 順次、何点か再質問させていただきます。

1点目について、山形県教委は、全国学力・学習状況調査で全国平均を下回った算数・数学の成績アップに向け、全国学力テストの過去問題を授業に取り入れることを決めたと新聞に載っていました。知識の活用力を見るB問題を再構成した学習ノートを作成し、近く全小中学校に配布するというものであります。こういった山形県の動きをどのように受けとめているのでしょうか、お伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 全国学力・学習状況調査の問題というのは、ただいまご指摘ありましたように、知識を実際に活用するといった、いわゆるOECDなどの国際的な学力調査と同じ学力観に立って問題が作成されていますので、従来行われていた知識中心の授業を活用中心の国際的な学力観に立つ授業に改善する上で起爆剤となっているのも事実ですので、学力調査の過去問に習熟させるということは、学力テストの成績アップはもちろんなんですが、それのみならず、新しい学力観、今日的学力観の定着を図るという意味でも意味があるのかなというふうに受けとめております。

実は宮城県も全国調査の問題と類似の問題を作成しております、これはみやぎ単元問題ライブラリーという名前をつけているんですが、これを作成して各小中学校に提供しております。したがって、町内の学校でもいわゆる全国調査の過去問でありますとか、あるいは県の単元問題ライブラリーとか、そういったものを用いたり、あるいは学力調査の結果を分析して授業に生かしているというところでございます。

以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（安部俊三君） 2問目についてお尋ね申し上げます。

来年4月22日に全国学力テストが例年どおり実施されると聞いておりますが、来年度の実施要領で際立って変更されたポイントを改めて伺っておきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 際立って変更されたポイントということですが、先ほどのご質問の中にも既に出ておるわけですが、大きく言って2点なのかなと思います。

1点目は、市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにして調査結果の公表を行うことは可能であると。要するに、各学校ごとの平均正答率を教育委員会が公表してよいということにな

るということだと思います。ただ、義務ではなくて、できるということだということは、これは注意しなくてはならないのかなと思います。

2点目は、都道府県教育委員会も、市町村教育委員会の同意を得た場合は市町村名や学校名を明らかにした公表も可能であるということです。ただし、ポイントはやっぱり市町村教育委員会の同意があるかどうかで県教委は公表にいくかどうかということになるのかなと思います。

ただし、文部科学省のほうから配慮事項というものが今回付されまして、5点ほどあります。1つは、平均正答率のみの公表は禁止というのが1点。2点は、それと関連しているんですが、分析結果や課題の改善方策も併記しなさいと、これが2点目です。3点目は、何かこれはちょっとわかりにくいんですが、学校別平均正答率の一覧や順位づけは禁止。平均正答率を公表したら、何か一覧でなくても、皆、順位がわかってしまうんじゃないかと思うんですが、何か順位づけは禁止と、こういうふうになっています。4点目、学校との事前相談を教育委員会はきちんとしなさいよということが4点目です。5点目には、いわゆる個人情報の保護や地域事情への配慮をするよというふうになっております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。どうぞ。

○9番（安部俊三君） 次に、先ほど教育長のほうからの答弁の中にもありましたけれども、自治体における教育行政の最終責任を教育委員会から首長に移すことを盛り込んだ答申が、12月中旬、文部科学省の諮問機関である中央教育審議会ですとまとめられるようであります。こういった動きもあることから、町長は公表に対してどのような考えを持っているか、伺っておきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今回の学力・学習状況の数値、公表するというのは、子供たちの客観的なレベルを知る上で有効ではないかなというふうに思っております。しかし、私としては、子供の学力というのは、テストの数字だけが全てではないというふうに思っております。自分自身の小中学校を振り返って、テストの成績で嫌な思いを实はしておりますので、それが全てではないのではないかなというのが1つあります。

それから、テストの数値が多分公表されると、文部科学省は一覧表にするなど、こういうふうに言っているんですけども、多分業者さんあたりが一覧表をつくって、「あの学校よりこっちの学校がすぐれている」と、必ずそうになってしまうと思うんですね。ですから、本来の学力の向上とかけ離れて利用されるのではないかなということになりますと本末転倒だというふ

うに思っております。

そのため、私としては数値の公表については、やはり数値の意味というものを保護者の方が正しく理解をした段階で公表していくというのがいいのではないかなというふうに思っております。ですから、当面は、子供たちを熟知している学校の現場、それから教育委員会がどういう方針を出すかと、そちらを尊重したいなというふうに思っております。

それから、文部科学省で首長に全て任せるみたいな話がありますけれども、この議会答弁でもわかるとおり、学校の教育については教育長さんにはかなわないですよ。私は社会教育の面では答えできますけれども、やっぱり教育の現場は、首長は全て把握できませんので、私としてはやっぱり教育委員会というのはしっかりあって、教育関係については責任を持ってやってもらう。ただ、社会教育については我々が権限をいただいてもいいのかなというのが今の私の考えです。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（安部俊三君） 次に、3点目について質問いたします。

本町教育委員会の会議ですね。公表に関する検討、協議はなされてきているのでしょうか。あればどのようなことが協議されたのか、その概要をお伺いしておきたい。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 26年度の公表につきましては、直近の教育委員会会議までに通知が届いておりませんでしたので、正直なところ、話し合いはしてはいるんですが、方針は定めておりません。そこまではまだ話し合いが進んでいないということです、今後の協議となるわけですが。ということで、教育委員会の考えを今お答えするわけにはいきませんので、とって、何もお答えしないのも教育委員会として大変失礼ですので、きょうは教育長としての今の時点での感じていることといたしますか、そんなところを述べさせていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

それでは、正直、以前もお話ししましたが、各学校ごとの成績を公表するか、すべきか、すべきでないかというところは大変悩ましいところがあります。成績のいい学校は、これは公表してあげたいと、誰もが、保護者も含めて思うんだと思います。私もそう思います。ただ、たまたまその年成績のよくなかった学校については、子供たちのことを考えるといかがなものかというところがあります。公表すべきではないのではないかなというふうに、2つの気持ちで揺れているというところが正直なところですよ。

ただ、ここからいろいろ考えなくてはならないことなんです、公表するのは学校の成績と

いうふうに、新聞でも、テレビでも、マスコミはそう言っているわけですが、実際には、学校からすると、あるいは保護者の方からすれば、子供の成績なんですよ。学校の成績と言いかえると何か公然と公表してもいいような感じになるんですが、これは子供の成績でありまして、大人が勝手に公表するといえますか、学校あるいは教育委員会が公然と外部に対して公開していいものなのかというところは非常に考えなくてはならないことなのかなというふうに思っています。

特にその年の6年生と中学3年生の成績ですから、学校全体ではありません。全部の学年ではありません。6年生と中3、これの1学年の成績でありますから、既に誰の成績かわかっている。特に小規模校では、少人数ですから、〇〇君たちの成績はいい、悪いという話になって、半ば個人情報を流すようなことになりかねないなというふうに感じています。大規模校だとしても、ことしの3年生は去年の3年生よりいい、悪い、毎年公表になれば当然それはわかってしまう話なんですよ。それが必ず言われてしまう。むしろ、そちらにだけ関心が行ってしまう。結局、公表は優越感と劣等感をつくるだけにならないかなと懸念するところもあります。成績が思わしくない学校では、子供たちが自尊心であるとか、愛校心であるとか、あるいは郷土愛まで持てなくなるんじゃないかなと、そんな心配もあります。

実は、こんなデータもあるんですが、この間、文科省関係の資料から見つけたんですが、こういうことがあるんですね。高校生の意識調査が載っていました。子供たちの自尊感情や自己肯定感が日本は非常に低い。数字で言いますと、自分はだめな人間だとする高校生は、アメリカ、中国、韓国の高校生、子供たちは、自分はだめな人間だという高校生は約40%前後なんです。日本は何と80%。それから、自分は反対に価値がある人間だと、これは米、中、韓は80%前後なんですよ。ところが、日本は40%。日本の子供たちは非常に自信を失っているというのが現状だと思います。やっぱり子供たちに自信を持たせて、前向きに何事にも挑戦する、前に踏み出す力をつけてやりたいという、そんな思いがあります。

そういう意味では、全国学力テストについても、いわゆる学力低いとレッテルを張られる、成績よくないとレッテルを張られる、そういうことじゃなくて、やっぱり認めて励ます方向で何とか子供たちに自信を持たせたいなというふうに感じているところです。

結局、この学力テストを考えてみますと、一つの学年の単に2教科のペーパーテストの成績だけで学校全体を評価する、あるいは学校全体の児童生徒を評価するというふうにならないかなというところもあります。以前からも言われていますが、これは文科省で言っていることですが、全国学力調査で測定できるのは一つの学年の学力の一部分だと、教育活動の一側面にす

ぎないんだと。公開によって序列化や過度な競争が起こるおそれがあるということは指摘されているわけです。

したがって、さまざま考えますと、ちょっと長くなりまして済みませんが、各学校ごとの平均正答率の公表は、教育上の影響も考えて慎重に判断しなければならないのかなというふうに感じております。平成26年度の結果公表については、保護者の皆様のご意見も伺いながら、今後、教育委員会議で検討していきたいと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（安部俊三君） 詳しく説明をいただいたんですけれども、現場に近いほど、学校に近いほど、公表に対して消極的というアンケート調査になっているようですが、校長会などにおいて、公表に関する協議はなされているのか。当然なされていると思いますけれども、もし協議がなされているということであれば、教育長としてどのような感じで現場の声を捉えていらっしゃるのか、お伺いしておきたい。

○議長（加藤克明君） 教育長。

○教育長（阿部次男君） 校長会では実際に何度か意見を聞いております。校長会としても、町の公表も、それから各学校別の公表も、平均正答率の数値で公表するのはやはり慎重にすべきではないかという意見が多数であります。そういう意味では、ただいま私の感じているところを申し上げましたが、教育長の意見と校長会のほうもほぼ同じような意見のかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（安部俊三君） 先ほどの教育長の説明で、保護者への説明ということがちょっと出てきましたけれども、公表・非公表について、いずれにおいても保護者への説明責任が生じると思えますが、説明をするというような考え、確認の意味でどういう考えを持っているのか、もう一度確認の意味を含めてお伺いしておきたい。

○議長（加藤克明君） 教育長。

○教育長（阿部次男君） 説明責任を果たす。しかも、それは全校児童生徒の保護者の皆様に公表という形で説明責任を果たすという形になろうかと思いますが、そうなりますと、説明責任を果たす前に、調査の対象となる、来年度であれば来年度の6年生と中学3年生の児童生徒の保護者の皆様の、その学年の保護者の皆様のやはりお考え、意向を尊重しなくてはならないのか

なというところもあるかと思えます。そうですから、例えば保護者の皆様に、「皆様の子供さんたちの成績を公開してもよろしいですか」と伺わなくてはならないのかな、公表の前に。そんなことも感じております。それを確認した上で、公表の方針を決めて全体に説明するという手順を踏んでいかななくてはならないかなと、現時点では考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○9番（安部俊三君） 現時点におきまして、少し時期尚早と言えるかもしれませんが、あえて伺っておきます。公表となった場合、町全体で足並みをそろえてのこととなるのが普通だと思いますが、学校の都合によって非公表となる学校が出てくるといったことなどもあり得るのかどうか。今までの回答を考えますと、なかなか悩ましいというようなことがありますけれども、こういったようなことについて、教育長の考えをお伺いしておきたい。

○議長（加藤克明君） 教育長。

○教育長（阿部次男君） 先ほどの答弁でも答弁させていただきましたけれども、町内小学校には、1学年で五、六名という、そういう学校もございます。全部が全部ではないんですが、その学校で。そういう学年のところもあります。その学年が6年生になったときのことを考えますと、個人情報の公開に限りなく近づくのかなと。五、六名の子供の成績を数字で発表しているのかというふうになるかと思えますので、当然ながら、仮に町内全校を公表となったとしても、公表できない学校も出てくるのだろうなというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○9番（安部俊三君） 先ほど、県教委の関係が回答でありましたけれども、県教委は区市町村教育委員会の同意を得た場合、区市町村名または学校名を明らかにして、結果を公表できているようですが、本町として、こういったようなことに対してどのような対応をするのか。今までの回答でも大体わかるんですけども、所感を伺っておきたい。

○議長（加藤克明君） 教育長。

○教育長（阿部次男君） 教育委員会議で正式にその件についてはまだ話しておりませんので、教育委員会としての答弁ではなくなるわけですが、教育長としてというふうに受けとめていただければと思うんですが、やはり町にしても、学校別にしても、平均正答率を公表すれば、やはり県内や町内の順位のみに関心が集まるというふうに予想されますので、やはり序列化されて、結果的には優越感や劣等感の問題が生じると思えますので、やはりここは当該学年の保護者の皆様にしっかりとご意見を伺いながら慎重に対応しなければならないのかなというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○9番（安部俊三君） 4点目について移らせていただきます。

学力向上対策については、午前中、同僚議員から質問がありましたが、同様の質問となるかもしれませんが、私からは各学校内独自で教員の指導力強化につなげる共通理解を図るための研修、協議の場を設けていることと思いますが、もっと一層充実させる考えなどを持っていないか、現状はどうなっているのかも含めて考えをお伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 午前中にもお答えしましたが、各小中学校で校内研修あるいは校内研究ということで、教員のほうがみずから指導力向上ということで研究に努めておりますが、なお、町の教育委員会としても町内教職員を対象に研修会、講演会を開きますと午前中にお答えしましたが、それにちょっと触れさせていただきますと、実はことし実施しました国立教育政策研究所の学力調査官という方に講演をお願いしたんですが、実はこの方が全国学力調査の小学校の算数の問題を、たった一人で、自分で問題を作成している方なんです。いろいろ控室でお話を伺いました。年間大体400問ぐらい自分でつくるんだそうです。その中から学力テストのときに何問かの出題をするということなんだそうです。この問題をつくるときに、机の上で問題をつくるんじゃなくて、外に出ているときにいろいろつくるんですと、こういう話なんです。何だと思いましたら、例えば家族と遊園地に行く、子供を連れて。料金所に行ってお金を払うときに、さて、今4人で来た。ばらばらに券を買ったほうがいいのか、回数券で買ったほうが得なのかと、すぐそのことを問題にしたくなるんだそうです。毎日の生活の中で、電車に乗るときとか何とかというふうにして、皆問題になる。町なか、公園を歩くときも、みんな問題に、算数の問題になってしまうというんですね。そういうふうにしてでき上がっているのが実は今の全国学力テストの問題なんです。

ですから、公式を覚えてもどうにもならないんですね。ですから、そういうことを活用力と言っているのはそこなんです。実生活に知識を活用するというのはそういうことで、問題をつくっている人がそういうふうには、実際に問題をつくるときにいろいろなことを活用力を考えて問題をつくっている。そんな話を実は今回町内の先生方にさせていただきました。来年は、国語の学力調査官にお願いしようというふうに思っています。そんなことで教師側の指導力向上と、それから夏場だけじゃなくて、冬もそうなんです、子供たちの勉強会なども行いながら学力向上を目指したいと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

これにて9番安部俊三君の一般質問を終結いたします。

13番水戸義裕君、質問席において質問してください。

〔13番 水戸義裕君 登壇〕

○13番（水戸義裕君） 13番水戸義裕です。大綱2点質問させていただきます。

1点目、**施設整備と財政健全化の両立を。**

現在、本町では次々と公共施設の整備が行われています。その背景には、建物自体の老朽化等で待ったなしの状態にあること。また、それができる財政状態になったことも大きな要因であると考えています。柴田町がかつて危機的な財政状況に陥り、投資事業にほとんど手がつけられない時期が続いたころからすると、隔世の感を禁じ得ないところです。そこで、これからの町政運営で、施設整備と財政健全化の両立をどう行っていくのか、お伺いします。

1) 平成18年度からの財政再建プランの実施によって、財政の危機を脱することができたと思うが、改めてこれまでどのような方針で施設整備に取り組んできたのか。

2) 道路や公園管理などのランニングコスト（運営経費）は、比較的少ないと思われるが、今後予定されている体育館や本格的な図書館を整備すればランニングコストの増加は避けられないと思います。平成24年度の経常収支比率93.1%をさらに悪化させるのではないか。例えば大河原町にあるはねっこアリーナ規模の体育館や岩沼市の図書館規模の施設をつくった場合、そのランニングコストは。また、経常経費に与える影響をどのように推計していますか。

3) これら公共施設の整備を昔で言う箱物行政だとか、これでは借金がまたふえてもときた道へ逆戻りだといった批判の声が聞こえることもあるようだが、どのように考えていますか。

4) 現在進行中の大型のプロジェクト事業は、鷺沼排水区雨水整備事業、富沢16号線道路改良工事、（仮称）さくら連絡橋を含む社会資本総合整備事業などがあります。今後整備が必要なものとしては、ほ場整備計画、学校給食センター、トッコン跡地への総合体育館建設、さらには長年の懸案である町なかの排水対策、図書館建設等々があり、めじろ押しであります。

今後の財政健全化を図ることはもちろん当然だが、社会インフラ整備もおくれないようにしなければならない。健全財政と行政サービス充実の両方をともに実現をしていくことについて、どう考えているのかお聞きします。

大綱2点目、**ほ場整備事業説明会での反応は。**

ほ場整備とは、農林水産省や都道府県の公共事業として行われ、耕地区画の整備、用排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化を実施するなど、農村の環境条件を整備するこ

とです。これにより、米づくりに要する労働時間も合理化されて、労働生産性の向上が図られ、米の生産原価もさらに低くなります。

第5次柴田町総合計画の実施計画によると、今年度、平成25年度から28年度までの4年間、980万円の予算で柴田地区ほ場整備事業基本計画に取り組むことになっています。先月11月から各地域での説明会が始まったばかりですが、その反応をお伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 水戸義裕議員、大綱2点ございました。

1点目、施設整備と財政健全化の両立をについて、4点ほどございました。

1点目、これまでどのような方針で施設整備に取り組んできたのかということでございます。私が初めて予算を編成した平成15年度時点では、町債残高は155億8,000万円であり、一方、貯金は4億4,000万円しかなく、毎年の借金返済額が約18億円余りとなっていたため、公共施設の整備どころではなく、財政破綻をどう回避するかに追われていました。その対策として平成19年度から財政再建プランを実行に移し、財政の健全化に努めてきたところでございます。町民や議員の皆さんのご理解とご協力もあって、平成21年度をもって緊急財源対策を終えることができました。そうした我慢や痛みを乗り越えた結果、公共施設の整備に向けた一般財源を確保できたことで、平成21年度からは、18A区、四日市場沖でございますが、集会所の新築や町道富沢11号線の新築・改良工事など6億4,587万円の施設整備が可能となりました。平成22年度には、船岡中学校の校舎の耐震化や学校の体育館の新築、さらに観光物産交流館の整備に13億9,367万円。平成23年度には、槻木保育所、西船迫保育所の大規模改修工事を実施したほか、槻木中学校校舎の新築や北船岡町営住宅2号棟の着手などで12億7,908万円。平成24年度には、継続の大型事業のほか、船迫小学校の大規模改造工事や上名生3号線、富沢16号線、四日市場1号線などの町道改良工事、船岡新栄4号公園などに取り組み、17億8,049万円となっております。

なお、平成21年4月に10カ年待機事業として取りまとめた58事業における進捗状況においても、本年11月現在で25事業が完了したほか、既に着手済みの事業は16事業に及び、5年間経過しようとする中で72%の進捗率となっています。このように行ってきた施策の大半は、学校や保育所など子供たちを優先にした取り組みと道路や公園などの生活環境の整備を基本方針に据えて実行に移してきたところです。

なお、財政再建プランで実施した行政サービスのカットや料金のアップによって生み出され

た一般財源は、子供たちの学校や保育所整備や道路や公園、「はなみちゃんGO」の運行など別な形で住民サービスに使われていることをご理解いただきたいと思います。

2点目、体育館や図書館をつくった場合のランニングコストと経常経費に与える影響をどう推計しているかということでございます。本町で整備予定の体育館や図書館の整備内容の詳細は、現在のところ、まだ何一つ決定していないため、ランニングコストの積算はできない状況でございます。

なお、設問の近接施設の年間のランニングコストについては、大河原町のはねっこアリーナが指定管理委託料として約3,500万円、岩沼市図書館は常勤4人、嘱託・臨時職員11人の人件費を含めて約7,600万円となっています。柴田町図書館の建物の維持管理を除いた平成24年度決算額は、職員3.5人と非常勤・臨時職員4人の人件費を含めて3,800万円ですので、仮に岩沼市民図書館と同規模の図書館を本町に整備したと仮定すれば、現在の2倍のコストがかかることとなりますし、さらに新しく建設した後の水道光熱費等の維持管理費も増大することになります。

当該ランニングコストの経常収支比率への影響についてですが、体育館や図書館を新たに建設した場合、これらの施設運営に係るランニングコストが経常的支出に加算されますので、現在、93.1%の経常収支比率が上昇し、結果的にその分、本町の財政をさらに硬直させることにつながる懸念が生じることとなります。

3点目、公共施設整備をどう考えるかということでございます。本町におけるこれまでの施設整備は、老朽化に伴うものや耐震的に不安のある子供たちの福祉・教育施設、町営住宅、道路などの更新を主に行ってきたものであり、その多くは避けて通れない長年の課題とされてきたものでございます。箱物行政とは、公共施設の建設に偏った行政手法を言うものであり、子供たちの学校施設やこれからつくります児童館の整備、町民の住宅建設を箱物行政であるとのチラシでご指摘を受けておりますけれども、私としては到底受け入れられるものとは考えておりません。多くの町民も同じだというふうに思います。

町では、役場の庁舎や社会教育施設、学校教育施設を初め、道路、公園、橋梁、下水道など多くの公共施設を有しておりますが、これらの中には老朽化により改修が必要なケースも多々あります。また、町民からの要望が多い大型の待機事業も多いことから、入るをはかって出るを制するといった財政規律を守りながらも、機動的な財政運営を心がけてまいります。

なお、平成15年度には155億8,000万円あった町債残高は、23年には114億7,000万円まで減少していることでもわかるとおり、借金はふえておりません。一部に借金がふえているというチ

ラシをまいておりますけれども、あれは間違いでございます。ただし、24年度は槻木中学校校舎改築と北船岡町営住宅2号棟の新築、さらには防災公園整備を目的とした土地取得と、大型事業が重なったことにより一時的に128億9,000万円となったものですので、私としては、こういう事実を正しくチラシで町民に知らせていただけるとありがたいというふうに思っております。

4点目、財政健全と行政サービスの充実の両方をともに実現していく考えはということでございます。財政再建がスタートした平成18年度決算における実質交際費比率は21.0%であったものが、平成24年度決算では約半分の11.8%になりました。同様に、地方債現在高比率も191.9%から167.0%に減少しております。一方、財政調整基金と町債等管理基金を合わせた積立金現在高比率は18年度の9.2%から24年度は17.4%へと上昇し、24年度決算では13億4,300万円を確保しています。このように、財政が好転してきたのは、行政、議会、住民が一丸となって財政再建プランへ取り組んだ結果によるものであることはもちろんのこと、ほかに国による各種経済対策や震災復興事業財源の手当てなども大きな要因と考えております。

ほぼ平時ペースに戻った柴田町の財政運営の中にあつて、ご指摘のように、本町では道路や公共施設等の老朽インフラの再整備や総合体育館、野外スポーツ施設、図書館、給食センター及び町営住宅の新築など、大型の待機事業がめじろ押しであります。こうした大型事業の実施に当たりましては、優先順位をつけ、またそれらの事業が短期間に集中し将来の財政悪化を招かないよう十分配慮するとともに、これからも健全化判断比率を初めとする各種指標に留意し、起債や基金をしっかりと管理しながら、少しでも町民の要望に応えられるよう、第5次総合計画及び実施計画に沿った整備を心がけてまいります。

なお、槻木地区の予算公開ヒアリングにおいては、これは意外だったんですが、県内で最も少ない貯金残高を心配する人はほとんどありませんでした。10億円の貯金が確保できるのであれば、公共投資による財政悪化を心配するよりも、公共施設の整備を優先すべきだという人がほとんどであったことを紹介させていただきます。

大綱2点目、ほ場整備関係でございます。

柴田町のほ場整備の推進に当たっては、さきに全体会議として柴田町ほ場整備事業推進会議を10月30日に開催し、農業生産組合連合会長や認定農業者連絡協議会、船岡生産組織連絡協議会、槻木良質米生産部会の代表者、関係機関の出席のもと、ほ場整備事業の取り組み方針、推進スケジュールについての了解をいただきました。

その後、ご質問の柴田町ほ場整備事業推進集落説明会を11月18日から11月25日までの5日

間、人・農地プラン策定推進地区の12地区で開催し、町全体では194名の出席をいただきました。推進事務局としては町農政課、柴田町土地改良区、みやぎ仙南農業協同組合の職員が担当し、経営体育成基盤整備事業の制度概要、農家負担や推進スケジュールなどを説明していません。

なお、この集落説明会は、農家全戸を対象にしたわけではなくて、ほ場整備推進の段階的な説明会として集落の中心的关系者であります連合会長、生産組合長、農業委員、土地改良区理事、農協理事、担い手農家などの方々に出席していただき、情報収集も目的としながら開催いたしました。

説明会での反応ですが、全体的には、ほ場整備に対する反対もなく、総論賛成の結果であったと受けとめております。主な意見としては、ほ場整備の区域の設定、期間、調査同意、担い手などの課題でした。

今後については、来年2月の米需給調整集落座談会のときに全農家を対象としてはほ場整備の説明を行い、またその時期に簡易アンケート調査も実施いたします。その後、集落座談会での意見や簡易アンケート調査結果を参考に各集落の中心的关系者との協議を行い、ほ場整備の重点推進地区を選定して本格的な推進をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 水戸義裕君、再質問ありますか。どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 今、人口減少社会ということで、当初の予想よりは2年早く減少する国になったわけですが、本来、行政サービスというのは人口構成を基本として組み立てられるんだろうというふうに思います。そういった意味では、要するに、全人口の増加に伴う収入の増加を前提としてやっているんじゃないかなというふうに思うんですが、行政サービス、そしてそれがどんどんふえていっている現在、人口が少なくなっても行政サービス拡大、増加がなっているという中では、こういう状況について、これから当然、町税やら何やらが減っていく時代に入っているんですけども、この中でこれからの行政サービスをやっていくということでは、どういうふうな考えを持っているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） お答えいたします。

確かに人口がふえない中では、町民税と言われるような分がこれから減少傾向をたどっていくだろうということは推理できます。ただ、それに補完して、固定資産税が今回下げどまりということで、補完するような財源になり得るのかなと。それから、法人税とか何かが入ってく

れば、またそれが補完する材料に。ですから、去年とかおとし、町内の大きな優良企業が億単位で2億ぐらいつつの申告をいただきましたので、その分だけ、上振れした分だけ、町のほうの財源が豊かになったということで、そういうふうな見込みもできますけれども、それに安易に頼るだけではなくて、収入のないところで政策はないということで、さまざまな収入源の模索をしていかなければならないだろうと思います。町長の答弁の中にもありましたけれども、国の補助金なり、いろいろな制度を活用して、なるべく一般財源が出ないような中で政策を組んでいかなければならないだろうと思います。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 今答弁のあったとおりで、人が減ったから、収入が減るし、何もできなくなるんじゃないということはわかりました。

本町でも将来負担比率が平成24年度は70.7、23年度に比べて若干、64.8だったかな、23年度は、悪くなったと。そう言っても、早期健全化基準の350%にはまだまだ低い状況ではあります。なるべく将来に負担を残さないようにすることも大事なことで、ということなんです。しかし、一方では、話も出ていますとおり、トッコン跡地というか、体育館とか公園も欲しいと。町長の答弁でもあったように、金がないことよりもつくるほうが先だというふうな感覚のような先ほどのお話だったので、こういった中でのそういった大型の公共施設の建設を仮に先延ばしするというようなことがあるということはあるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 当然、歳入、先ほど言いましたけれども、入るをはかりてということで、収入がないところでさまざまな事業を展開すれば、当然、財政困難ということになりますので、当然、的確に収入を見込まなければそれぞれの事業はできないかと。起債とか何か、今回の3月の補正予算、ことしの3月の補正予算債ということで、全額国から面倒を見てもらえる。半分は基準財政需要額のほうに組み入れられて、残りの半分につきましても単位費用で見られるということで、有利な起債があります。それから、ことしも3月にそういうふうなものが見込まれておりますので、そういうふうなことを活用することで収入の補てんを補っていきながら財政をしていきたいと思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（水戸義裕君） ということは、今聞いたようなことはまずないだろうと。ないだろうじゃなくて、ないということですね。そういう意味では、総合計画との関連ということではどうなんでしょうか、そういう状況は。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） シミュレーションの中で、我々も、当然、実施計画を各年度ごとに振り分けてやってみたりはしているんですけども、これをただみんな組み入れてしまうと、確かにどこかで多少難しくなってくる場合がありますので、公債費の償還額、起債の額とか、それに常に注意しながら、それが、例えばことしが今13億ぐらいの公債費の償還額になっているんですけども、それを超えないような、一つの歯どめとして、それをマックスとしてやっていながら、町の収入も、大体町税も40億から45億ぐらいでずっと推移していますし、交付税も大体25億ぐらいで大体ほぼ横ばいで入ってきていますので、そういうものを見込みながら予算編成はしていきたいと思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（水戸義裕君） わかりました。

例えば経常経費の比率を下げるといふようなことは、投資経費を生み出そうと仮にすれば、やはり義務的な経費に切り込まないとこれはできないだろうというふうに思うんですが、その中で、仮に、過去にいわゆる平成18年度の財政再建のときには、人件費やら、扶助費やら、行政サービスをカットするということを一度はやっていますね。当然、ここにおられる職員の方たちも5%のカットを経験したと。ただ、これをもう一度、義務的経費を削るといふことになると、これに協力するといふつもりは多分ないだろうというふうに思うんですが。お金のことという話では、お金のことなので、要るものも要るし、なければ困るといふようなことで、財政の扱いといふのは非常に難しいだろうというふうに思いますが、現在、義務的経費と言われる内訳といふか、その辺のちょっと内容を教えてください。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 義務的経費といふのは、例えば人件費とか扶助費。金曜日、土曜日だったかの日経の記載された中で、過去最高の伸び率になっているということで、扶助費については歯どめがきかなくなっているといふような記載がありました。ということで、これはなかなか切り込もうと思っても切り込めない、これから社会保障、もっともっと伸びていくんだろうなと推理されます。それから、公債費なんかは義務的経費になりますけれども、やはり切り込めるとすれば、公債費を計画的に削減していくという格好になるかと思えます。平成19年のときに、財政再建といふことで大変厳しい中で、実際は地方債の発行した分は4億3,900万円しかありません。そのうちの3億5,700万円は臨時財政対策債ですので、実際は一般の起債としてしたのは8,200万ほどしかありません。その中で償還した金額が17億8,000万円という

ことで、この中には利息も入っていますので、元金からすれば約10億ぐらい、10億円以上のお金を19年度あたりは返しただろうと。ですから、苦しい中でもそういうふうな中で返していった分が、今元気というか、仕事ができるというのは、その辺で償還金の金額を年々、年々下げてきて、最高で償還金が一番大きくあったのが平成21年の20億円なんです。そこから今、ここの償還金の公債費の償還額が13億、利息含めて13億円台になっていますので、約7億ぐらい、6億5,000万とかそういう金額が少しフリーに使える一般財源になってきている。その分、いろいろな公共投資に向けられているということになるかと思います。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 反問権を使いたいというのはやまやまなんです、それは使いませんが、それは使いませんが、要するに、皆さんにご理解いただきたいのは、経常経費が93.1ということでございますので、体育館とか、図書館とか、いろいろな、きのうも吉田議員からいろいろ要望がありました。そういう経常経費をふやしていけば財政が窮屈になるわけですね。そうすると、公共事業は延ばさざるを得ません。先ほど、延ばさないかと聞かれましたけれども。正直言うと、延ばして調整する以外はないんですね。ですから、皆さんに、経常経費がこれ以上だめだということであれば、議員さんから要望する義務的経費になりがちなものは一切できないということになるわけですね。そこをなぜやりくりできるかという、国の経済対策がタイミングよく入ってきて、うちの職員が目ざとくそれを使っているからにはほかならないので、ですから、今回、道路整備とか公園整備、さくら連絡橋も含みなり、学校整備ができたのも、7億円という公共投資、3月15日、それが普通の交付金と元気交付金で持ち出しが1割、そういうところはたまたま、民主党政権の交代とか、アベノミクスとか、今回の補正予算とか、そういうタイミングでやらない限り、実は大型事業は本当に難しいというのが実情でございます。

ですから、経常経費がこれ以上高くなつてはだめだということであれば、公共事業についてはおくれざるを得ない。ですから、どこがいいのかというと、皆さんでご議論いただきたいというふうに思います。皆さんからの要望を受けてサービスするのはいいんです。ですけれども、93、94、95と伸びていくわけですね。図書館だけ建てるのもいいですけれども、倍のお金が、7,000万円というものが出ていきますから、そういう振りも、将来、しょうがないんだと言ってもらえるのならいいんですけれども、片一方で、経常経費が高まってきていると批判されたのではやれないわけですね。そのバランスが大事ではないかなというふうに思っておりますので、議員の皆さんも、もちろんブレーキをかけながらやりますけれども、町長も、将来の償還が13億円を超えると厳しくなってきますので、そこを超えない程度の公共事業で大型事業

をやるというのが1つと。さっき言った国の経済対策をうまく機動的に対応していきたいので、今回もいろいろ手を挙げております。そのときにぜひ議会の皆さんにご了解いただけると、公共投資の資金が確保できると、それが今の柴田町の財政構造であるということでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 何を減らして、何をやめてというふうなだけの話じゃないということなんです。義務的経費ということでは、この前のヒアリングのときですか、要は、介護に関する費用がどんどんふえていって、1億7,000万円でしたか、そういったような話を各ヒアリングの会場で町長はされてきたと思うんですが、そういった中で、ちょっと話あれですけれども、その反応というか、そういうものはどうだったんですか。いわゆる事務的経費はどんどんふえていくんですよと、ふやさないようにしようじゃなくて、どんどん高齢者がふえてきてという、そういったことでの説明でヒアリング会場での反応はどんなものだったかということをお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） パワーポイントを使って、本当にお互いに、町民も要望する際には、自分たちの家計と同じように、大枠だけでもご理解くださいということで、実は説明をしてきました。柴田町、金額110億というとなかなか頭が、皆さん想像つかないので、100万円、100%ということで説明してきたんですが、自主財源は46%しかありませんと。ところが、歳出につきましては、福祉と総務費と公債費、借金を払うと52万円はなくなるんですと。皆さん、実は驚いておりました。それともう一つは、国が全てコントロールするんです。残りの44%は、国がコントロールしているので、町長の裁量権はないんですと。ですから、国にお願いせざるを得ないという話と、それから借金ですね。これも簡単に借金はできないんですと。もちろん議会の議決も必要なんです、地方課でちゃんとチェックしておりますので、ですから、自由になるという、簡単にいかないのが、皆さんの公共事業、いろいろやらなければなりませんけれども、規模が小さければ小さいほど実はお金がないんですと。大きくなれば、国の補助制度に乗っかれますので、そういう話をわかりやすく説明をさせていただいたら、全てではないんでしょうけれども、わざわざ寄ってきて、「財政ってそうなのか」ということを直接私に言ってきた、会場でありましたので。大分、大枠だけ、細かいことはいいとしても、「ああ、そういうものなんだ」ということが理解できたのではないかなというふうに、今回のヒアリングでは結果としてよかったのかなというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 間もなく会議終了の4時を迎えますが、このまま会議を続けますことをご了承願います。

再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） きのうの諸般の報告では、会場で80人規模ですか、そういった意味ではやはりああいう町政懇談会というか、こういうことで多くの町民の方に来ていただいて、実際はこうなんですよということをよくよく知ってもらえば一番いいというふうに思うんです。

9月会議で、決算報告では、財政の健全化判断基準で結果がいいとか、悪いとか、大震災のせいではよかったとか、いろいろあったわけですが、そういった意味でもおおむね良好だったというふうに思っています。これに対して、いわゆる健全化判断基準とか、4つの、そういったものも、それから財政の報告も、決算報告も、当然、広報しぱたでやっているわけですが、これに対しての町民からの反応とか、町に対して意見とか、何かそういうものがあればそれをお聞きしたいんですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 決算の広報等、直接はそんなにはごさいません。町の中で会ったときに基金の状況とか、決算の状況、多少わかっている方には聞かれることはありますけれども、直接はそんなにそんなに聞かれるということは機会はありません。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 広報紙と一緒に町長へのメッセージというようなものを町民の皆さんにも配布をさせていただいています。その中においても、財政というような項目の中では、そういうふうな形での照会というものは、今のところ、ことしになっては入ってきておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） わかりました。

財政というのは、いわゆるなかなかわかりにくいところがあるし、私もそのうちの1人ですが、なかなかとつきにくいというか、そういうところがあるので、町民の方も、町に、我々が選んだ町長に任せておけば大丈夫だろうというふうに思っているんだろうと、いいほうに判断させていただきます、そういうことで。

ただ、その中では、町長もやっぱりヒアリングの中で、いわゆる財政調整基金積立金は13億にはなりました。でも、これは県内でも低いんですよということで、そういった中での不健全財政だとか、指摘もあります。これについて、まず1つ、これだけ、これについてどういうふ

うに……。指摘があるということで、それに対して。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 私も新聞折り込みとか、各4カ所あたりにチラシがまかされているのを知っておりますけれども、やっぱり事実を伝えてもらいたい。判断するのは町民でございます。ですから、これまで公共施設として町長が整備した事業、先ほど申し上げましたけれども、子供たちの保育施設とか、それから学校整備が実はほとんどでございます。もし、観光で言えば、観光物産交流館の老朽化の建てかえですね。もし箱物行政と言われるのであれば、あれが該当するのかなとは思いますが、そのほかは道路とか、それから水害対策とか、建物では学校が主でございます。保育所の改善と。これからも児童館をつくるわけですが、これが箱物行政、いかにも柴田町が箱物行政をやっているかのように、私は個人的にまいているのは構わないですけれども、町民が誤解するようではいけないというふうに思っております。こういうふうに議会できちっと出してもらって、我々も出している。こういうところにお金を使った公共施設、それが箱物だと町民が判断するのであればこれはしようがないと私は思っております。ですけれども、あのチラシを見てみますとそうは思えません。何か別な意図があって書いているような気がちょっとしてならないので、私としては、先ほど申しましたように、不本意だというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 間違いなく、知らないところというか、汚れのないところに何色の水というか、色を出すかによって結果がピンクになるか、茶色になるか、土どめ色になるかみたいな話になってくるので、やはりその辺は非常に正しくやった上での町民活動なりそういうことであれば大変いいんですが、というふうには思います。

財政調整基金やら積立金という、この適正水準というものはどれくらいだというふうに判断されているか、それをお聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） お答えいたします。

適正規模は、町の標準財政規模というものがあるんですが、標準的に入ってくる収入と経費とかを見比べたものなんですけれども、柴田町の場合は、大体70億から80億の間ということで、その10%ないし15%ということで、8億とか10億をちょっと超えていけばいいんですけれども、ただ、ほかの市町村が震災のときにたくさん貯金したものですから、ちょっと、うちのほうはそのときにもらったお金を、国から来たお金を一生懸命建設投資に充てましたので、

道路を直したり、それから災害対策をしたりということでやったものですから、なくなっていますけれども、国とか県で言う基準よりも上回っていることは確かでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） そういった意味では、まず一安心というふうに受けとめていいと。

総合計画の後期、平成27年から30年ですが、ここで実施される主な事業というものをお聞きしたいと思います。例えば先日なしになったというか、給食センター、これについては当分の間施設を修繕して使用します。それから、後期計画に建設時期を明記します。それから、積み立てを行いますというふうなことでしてあります。そのほかに、新たに追加しなければならない事業というものがあるのかどうかということです。あったとしても、当然、年度でのローリング見直しというのは最初から見込んであることなので、それは基本は変えないということだろうと思いますが、そういった意味で、新たな事業というものが何か出てくるというか、今現在、考えているものはあるんでしょうか。今話になっている以外、後期計画に。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答えします。

後期計画については、まず待機事業の部分としてまだ残っている事業が、平成30年までの事業の中で12事業がまだ未着手となっておりますので、その辺も優先的に財源と精査しながらつけていきたいと考えております。そのほかに、先ほど議員から言われています給食センター、総合体育館、こういうようなものも具体的にある程度町民の方たちに見えるような形でお示しできればというようなことで、平成26年度準備してまいりたいと思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） わかりました。先ほどの72%の進捗率ということで、残りまだまだあるということで了解しました。

東京の多摩市では、公共施設のあり方に関するということで、ストックマネジメントということでやっているというふうに見ました。いわゆる長寿命化を図るということもあるんですが、これの中には補修と修繕というふうに区分けしてまして、補修というのは支障のない程度まで回復させる工事、修繕とは新築時の基準まで回復させる工事というふうな。そして、その修繕についても優先順位をつけてやっているということなんです。こういう、ここ一、二年の間にどんどん、いわゆる大型のというか、当然要るものをつくってきているわけですが、それがなってきたということは、こういった建物に対するメンテナンスが、どういうふうにしていくかということを決める、今言ったようなストックマネジメントという考え方というのは、

町としてはどのような、今それに似たような考えでやっているとは思いますが、その辺についてお聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 柴田町の場合は、昭和48年の庁舎建設以来、50年代に入って文教施設、ほとんど大体50年代、60年代で直しています。ということで、大半のものが30年、40年ということで、同時期に補修、修繕が必要になるんだろうと思います。ですから、順次、耐震化ということで、学校は大半耐震化の工事終わっています。それから、大規模改修ということでそれなりの補修工事が完了しているかと思っています。これからさまざまなその他の公の施設を順次、やはりストック点検しながらやっていかなければならないだろうと思います。今年度の3月の国の補正予算にも、ストック総点検ということで、中央道の笹子トンネルの関係から、やはりそういうふうなことでそういうふうなところに目が向けられて、町もそういうところに今後目を向けて、点検をしながら補修をして、長寿命化を図りながら施設の運営をしていかなければならない時期に来ていると思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） やっぱり計画的にやっていくということは非常に大事なことだし、ただ、計画的といっても、建物は当然つくったらそこで壊れる方向に向かっていくだけということなので、こればかりはどうにもならない部分があるんだろうと思います。

町長は、9月の私の総括質問にも、大型プロジェクトに備えた基金の積み増しをして、長期的展望に立った財政運営を心がけているというふうに答弁されています。そんな中で、そういうことで、以前、多治見市に行ったことがあるというか、行ったんですが、そのとき、多治見市では多治見市健全な財政に関する条例というものをつくって、警戒ラインをつけているとかそういったことをやっているんですが、こういったようなことを町として独自の財政規律を確保するというので、こういうことをどのように考えているか、お聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 財政規律、これは当然守らなければなりません。ただ、財政規律にウェートをかけたら、これまでこの議会で皆さんから要望があります大型の施設、それからいろいろなサービス、ほとんど先延ばしということでございます。ですから、そのバランスをどのようにして運営していくかというのが、我々執行部側の、言葉は悪いんですが、やり方ではないかなというふうに思っております。

ちなみに、きょういただいた総合体育館の意見の中に、4階建ての総合体育館と、こういう

話も実は出てきております。町民の要望はそうなんです。そうすると、これを後期の計画にもし4階建てで盛り込んだら、図書館というのは入らないなというふうに思っております。ですから、やはり町民の方も柴田町の身の丈に合った財政構造というものをきちっと理解した上でやっぱりしていかなないと、大きな建物をつくればメンテナンスもかかるわけですから、きちっとやっていかなければならないというふうに思っております。

もちろん、毎年の財政運営については、財政規律を守って、最大の財政規律は将来の公債費、要するに借金の返済ですね。これが13億円を超えなければ、何とか平成24年度の決算規模で公共事業も、皆さんからのサービスも、一気にはいきませんけれども、お応えしながらやっていけるのではないかなというふうに思っております。プラスアルファとして国の経済対策、これを活用できるかどうか。この二本立てで、なるべく皆さんの要望に少しずつ応えながら財政運営をしていきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） わかりました。

まず、持続可能で効果的、効率的な行政運営というものをやっぱりやっていくということだろうというふうに思いますので、私も財政再建時期からこの平成25年、26年が来るのを待ち遠しく思っていた一人でもありますので、今後の町政、財政運営と期待して次の質問に移りたいと思います。

ほ場整備については、11月18日から5日間、12会場、15連合会でやってきたと。私はちょうど視察と重なったために地区のこの説明会に参加できなかったんですが、その後、いろいろ話を聞いてはいますが、実際、その反応を、まず第一に反応はどうだったのかということでお聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、総体的には、このほ場整備の推進について賛成というふうな感じで捉えました。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） いわゆる先ほどの答弁のとおりで、農家全員ということじゃなくて代表、連合会長とか生産組織の代表ということだったので、当然というか、これからどうしなければいけないかというのがわかっている人たちだろうというふうに思いますので、当然賛成というふうになってくるんだろうというふうに思います。

このほ場整備ですが、賛成者が100%あればいいということなんです、何%ぐらいを見込

んでこれを進めようという、今の時点で。まだとにかく具体的にどうのこうのという時期ではないんだろうと思うんですが、何%の賛成者ということで進めていくのかということをお聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） ほ場整備の推進に当たっては、一つの目標は、県に調査の委託をする場合に、98%以上同意がなければ県の方では調査委託は受けないということなんです。その後、調査委託をして、本同意といいますか、最終的な採択申請をする場合は100%の目標と考えているんですけれども、98%をまず平成27年6月までにはほ場整備を実施する地区からいただいて、そこで27年7月に県のほうに申し込みをしたいというふうに考えています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） この同意というのは、スタートさせる時点の同意と、あとは何か工事を始めるときの同意もあるようにも何か見たんですが、その辺はどうなんですか。その辺をお聞きします。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 同意には3つありまして、最初に、ほ場整備をするときにまず計画書をつくらなければいけないので、調査同意というものが必要になります。今言った話のところでは、それは条件としては、県で示しているのは98%。それから、調査同意をつくっているときに、このままこの計画書で推進してもいいかという推進同意。そして、最終的には国のほうにいろいろな手続を踏まえて採択申請をするんですけれども、そのときに採択の本同意という、3つの同意があります。98%が集まれば100%まで行けるだろうというところで、そういう意味合いもあって、大切なのは最初の調査同意の98%というふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） このスケジュールを見ますと、推進会議、こういったものをつくるということ、設置ということですよ。仙台でも東部地域は震災に遭ったところですね。ここではやっぱり推進協議会というものを組織するようですが、これを、この説明書によりますと、来年の8月につくるということなんです。どういった状況で、いわゆるメンバーとか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 推進協議会なんですけれども、ちょっとスケジュールをちょっと申し上げますと、今後のことで、2月に、米の需給調整の集落座談会のときに、ほ場整備につい

て集落の農家の方々全員にお話ししたいと思っています。そのときにアンケートをとります。アンケートは、段階的なアンケートですので、将来の地区の営農ですとか、担い手問題ですとか、それから一番大切なほ場整備の意識、現段階での意識をどう、必要だ、必要でない、もしくはどちらともわからないとか、そういうふうなアンケートをとって、来年の4月から6月にかけて、そのアンケートの結果と、それから地区の主な関係者の方と協議して、このままほ場整備を進めたいのか、進めなくてもいいのか、その辺の確認をしていきます。これは町が全地区にほ場整備は推進しますけれども、最大限尊重するのは、地区がしたいというところをほ場整備を推進していくということで、実はそこで振り分けをして、来年8月に地区ほ場整備推進協議会の設置というのは、そこで振り分けをしたところで平成27年6月までに98%の調査同意がとれるところの見込みがある、それからほ場整備をやるという熟度がかなり高まっているというところで、そういうところを設立してやっていくわけです。

ですから、あとは地区協議会なので、こちらから誰をメンバーに選ぶということではなくて、例えば下名生の例を出せば、下名生でそういう名前をしたときに、下名生ほ場整備事業推進協議会というものをつくって、そこで、下名生で会長さんなり役員さんを決めていただいて、その役員さんが、極端な話、27年の6月までに調査同意を集めていただくというようなスケジュールで考えていますので、そういう協議会というふうに捉えていただければと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（水戸義裕君） わかりました。

この資料には、目的ということで、担い手育成や農地集積を図りますというふうにあります。これはいわゆる農地集積ということになると、当然、人・農地プランにもかかわってくるんだろうというふうに思います。当然、基盤整備するので、人・農地プランというか、農地集積しても、経営としては今までよりは楽になるだろうというふうには思いますが、この辺との絡みというか、人・農地プランの、いわゆることし3月までにつくったマスタープランというか、それとほ場計画での目的という、農地集積を図りますということのその辺の関連性についてお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 3月に11地区で人・農地プランが作成されました。これは担い手に農地を集積していくというものを加速していくためのプランでありまして、将来とも水田農業が永続的に続けられるようにというもので、実は一つには国の動きがありまして、国は10年後

に農地集積を8割にしていきたいと。それから、今度、農地中間管理機構の関係法案が成立したと思うんですけども、これによって担い手の農地集積を今言った8割目標にやっていくわけなんですけれども、ほ場整備の関連では、85%担い手に集積した場合、今まで促進費ということで集積したご褒美というわけではないでしょうけれども、そういうお金がバックするんですね。それが12.5なんです。85%、農地中間管理機構と連携してほ場整備をした場合、そういう補助金もありますので、ぜひ人・農地プラン、そして農地中間管理機構と連携した農地集積を図っていきたいと。それには、今回もそうだったんですけども、担い手が10年先いないというのが各集落の問題、課題でありまして、担い手問題をどうしようかということで、それに関連して集落営農をこれからすぐ進めていかなければならないというような状況になっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） ほ場整備というのは、私も今回初めて体験するわけで、昔やった時点のときはまだ小さかったので、よくわからないんですが、いわゆる換地とか減歩とかといろいろ出てくるわけですが、こういう意味では、そこまではまだ算出していませんよね、当然。一番ここが、減歩と換地が一番難しく、これで破綻してしまうというのが結構今までであるということなので、この辺についての基本的な考え方があれば、お聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 昔のほ場整備ですと、減歩というのが一番問題だったんですね。もちろんほ場整備の負担金も一番問題であったわけなんですけれども、土地が狭く、小さくなるという部分では、時代が変わって、その意識は少なくなってきたと思います。ただ、農村集落のほうでは、幹線道路等をつくって、そういうところで減歩してもいいよというような部分で、ほ場整備とあわせて集落の幹線道路を整備してくれないかという要望はありました。今は、そういうこともクリアできると思うので、多分、土地が減っても大丈夫だという意識の農家の方がほとんど多くなってきたと思うので、減歩は大丈夫であります。

それから、今回、町が間接補助を10%して農家負担は2.5%なので、それについても農家負担という部分では各集落とも異論がなかったといいますか、納得していただいたような感触では受けとめております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） わかりました。

今、たまたま農道の話が出たんですが、当然今は、私も前から言っていたんですが、農道に

については、いわゆる例えば、下名生を例えれば堤防のような農道は要らないだろうと。高く、ほ場に入出入りするのにもスロープをつくってというような状況ではないだろうということ、せいぜい20センチぐらいの高さがあれば、ほ場からトラクターで入ってきてそのまま道路で方向転換して、またほ場に入って作業できるといったようなことをやれるんじゃないかというふうに思っています。そういった意味では、最低でも4メートルは要るんだろうというふうに思いますが、まだそこまでは多分いっていないと思うんですけれども、そういった意味で、農道の拡幅する場合ということで、4メートルなのか、5メートルなのかというか、今時点でのそういう考え方というものがあれば、お聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 今時点で、まだ設計もしていませんので、ありませんけれども、間違いなく、今のコンバイン、それから軽自動車じゃなくて、2トントラックも入れるとか、もしくは軽自動車でも往来ができるということで、大区画、1ヘクタールを目標にしたような区画の農地に合う農道、大型の機械化農業ができるような体制のほ場整備にしていかなければならないと。それで農道もそれに見合ったものと。ですから、4メートル以上ということにはなると思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） わかりました。

当然、今もこれまでの私の質問に、町長は仙南でもうちは補助をしていますよということまで言ってきています。そういった中で、当然、今までも米の光選別とか、いろいろ手当というか、利子補給とかいろいろやっています。そういった意味で、これから大型化してくると、当然大型機械が必要というか、大型機械を入れないと、今までの機械でやっていたのでは時間ばかりかかるという、そういう意味で、大型機械を入れるときの状況というか、後押しというか、そういった面がもしあれば、町長の言うように、2市7町では一番うちはやっているんだからということになると、当然それはなるんだろうというふうに思いますが、その辺についてお聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 私、担当の課長としては、これは継続していきたいというふうに思っています。今回、減反廃止に伴って、米の所得補償も1万5,000円から7,500円に下がります。そういう中で、一番の水田農業の課題は機械化の部分なんです。ですから、これはできる限り続けていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） まさしく今課長が言われたように、国では減反はやめると、40年続いた減反はやめます。補償金も1万5,000円から7,500円、それから主食米をやめて飼料用でつくってくださいと。最大で10万5,000円出しますと。ところが、社会的には飼料用米の流過程が全然できていないというふうに今いろいろなことでたたかれているというか、簡単に机の上でこうだああだというふうにやっているからだというふうに書いている人もいるので、全くそのとおりだと思うんですが。そういった意味で、これもあれなんですけれども、基盤整備を契機とした企業参入マニュアルというものを全国土地改良事業団連合会というところを出しているようなんですね。基盤整備の際には、地域農業の一員として企業参入を検討するきっかけになるとともに、担い手に農地集積を図るように参入企業に農地の集約を図ることによって、参入企業が効率的な農業を展開することが可能となるといったようなことで出しているようです。これは平成21年なので、その後どうなっているかというのは私もわかりませんが、こういうことはどうなんでしょうか。今の時点で、企業参入までできるようなほ場整備になるのかどうかということ、一つだけ、そこだけ聞きます。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 現在のほ場の状況では、柴田町には企業参入はないと思っています。しかし、今回、農地中間管理機構で、早く言えば、大規模農家、それから集落営農組織、そしてその次に来るものは一般企業という形で農地を今度は任せられますので、ほ場整備ができた場合、一番心配なのはそこの部分になりますよね、もし誰もいないということになれば。ですから、先ほども言いましたけれども、町のほうでは、先ほどの機械化農業もそうですけれども、なぜやっているかという、やっぱりできない農家が集落で集まって集落営農組織をつくっていただいてというところで機械化農業の部分も支援しますよと言っていますし、これからの農地中間管理機構で10年先も持続的な農業をできるようにということでは、今言った企業参入にも耐えられるような地域といいますか、まずはそこから、地域づくりがこのまま農村という視点からも続けていければというふうに考えていますので、そういうふうな捉え方をしています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 今までもそうなんです、いわゆる田んぼは水をためることによって、一気に堀に流れないで水害を防ぐということなんです、今、新潟なんかもそのようなんです、田んぼダムというものをつくっているということなんです。田んぼダムというのはご存じ

ですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 大変申しわけないです。知らないです。

○議長（加藤克明君） どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 実は私も調べていて、中に田んぼダムという言葉が出てきて、ちょっと調べてみたら、要はやっぱり水がすぐに流れないようにと。例えば30センチの水を入れたり、出したりするところがあったとしたら、そこに10センチくらいの幅の板を入れて、たまった水をすぐ堀に出さない。時間をかけて外に出すといったようなことをやる。それが、町やら、市やらのホームページで、この田んぼダムについて出しているところがあるんですね。例えば福井県鯖江とか、あとは新潟の西蒲原とか、そういったところを出して、こういうふうにはホームページに、田んぼダムをやりましょう、皆さん協力してくださいということをやっているといったようなこともあるので。水害、いわゆる治山治水というのは昔から言われていることなので、ほ場整備にかけてこれがまたできるようになれば、町なかの水害にもいい影響を及ぼすんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひこれを考えてほしいなということを思いますので、よろしくをお願いします。

ということで、質問を終わります。

○議長（加藤克明君） これにて13番水戸義裕君の一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時31分 散 会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年12月10日

議 長

署名議員 番

署名議員 番